

# 匿名データの作成・提供に関するガイドライン

制定 平成 21 年 2 月 17 日  
改正 平成 21 年 9 月 29 日  
改正 平成 23 年 3 月 28 日  
改正 平成 24 年 8 月 31 日  
改正 平成 28 年 1 月 22 日  
改正 平成 31 年 4 月 19 日  
改正 令和 元年 6 月 27 日  
改正 令和 2 年 12 月 25 日  
改正 令和 3 年 8 月 31 日  
改正 令和 4 年 3 月 3 日  
改正 令和 5 年 6 月 16 日  
改正 令和 6 年 10 月 10 日  
改正 令和 6 年 11 月 21 日  
総務省政策統括官（統計基準担当）決定

## 目次

- 第1 総則
- 第2 匿名データの作成
- 第3 匿名データの提供手続
- 第4 匿名データの提供
- 第5 匿名データの利用後の措置

## 第1 総則

### 1 目的

匿名データの作成・提供に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第35条及び第36条の規定に基づいて行う匿名データの作成及び提供に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、行政機関又は指定独立行政法人等及び法第37条の規定に基づき事務の全部を受託する独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

### 2 定義

#### (1) 匿名データ

本ガイドラインにおいて「匿名データ」とは、法第2条第12項に規定するものをいう。

**(2) 調査票情報**

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定するものをいう。

**(3) ドキュメント**

本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は電磁化された匿名データがどのような情報であることを示す情報及び当該匿名データを活用するために必要な情報をいう。例えば、データレイアウトフォーム、符号表等の匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、匿名データを作成する方法、匿名データの特性等を表す情報をいう。

**(4) 行政機関**

本ガイドラインにおいて「行政機関」とは、法第2条第1項に規定するもののうち、法第35条及び第36条に係る事務を行う行政機関をいう。

**(5) 公的機関**

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、法第2条第1項に規定する行政機関又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体をいう。

**(6) 公的機関等**

本ガイドラインにおいて「公的機関等」とは、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第11条の公的機関等をいう。

**(7) 指定独立行政法人等**

本ガイドラインにおいて「指定独立行政法人等」とは、法第25条に規定する独立行政法人等のうち、法第35条及び第36条に係る事務を行うものをいう。

**(8) 提供機関**

本ガイドラインにおいて「提供機関」とは、上記(4)の「行政機関」及び上記(7)の「指定独立行政法人等」をいう。

**(9) 提供機関等**

本ガイドラインにおいて「提供機関等」とは、上記(8)の「提供機関」及び法第37条の規定に基づき事務の全部を受託する統計センターをいう。

**(10) 外国政府等**

本ガイドラインにおいて「外国政府等」とは、国際機関、外国の政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行など、規則第33条第1項第10号ハの外国

政府等をいう。

**(11) 提供申出者**

本ガイドラインにおいて「提供申出者」とは、法第36条第1項、統計法施行令（平成20年政令第334号。以下「令」という。）第12条及び規則第33条の規定に基づき匿名データの提供を求める者をいう。

**(12) 利用者**

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、法第36条第1項に基づいて匿名データの提供を受け、実際にこれを利用しようとしている者又は利用している者をいう。

**(13) 教育機関**

本ガイドラインにおいて「教育機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する一般課程を除く。）をいう。

**(14) 国際比較統計利活用事業**

本ガイドラインにおいて「国際比較統計利活用事業」とは、次のア又はイに該当する行為をいう。

ア 我が国が加盟している国際機関が、匿名データを用いて国際比較を行う上で必要な統計の作成等を行い、当該統計の作成等の結果を自ら利用する行為及び加盟国に提供する行為。

イ 我が国が加盟している国際機関以外であって、2以上の外国政府等から匿名データを用いて国際比較を行う上で必要な調査票情報等<sup>(注1)</sup>の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関等若しくは1以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けている又は受ける見込みが確実である者が、匿名データを用いて国際比較を行う上で必要な統計の作成等を行い、当該統計の作成等の結果を次の者に提供する行為。

- ・ 公的機関等
- ・ 外国政府等
- ・ 当該結果を用いて学術研究又は高等教育を行う者

(注1) これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。

### (15) デジタル社会形成統計利活用事業

本ガイドラインにおいて「デジタル社会形成統計利活用事業」とは、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第39条第2項第13号に規定する特定公共分野に関する統計の作成等であって、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に寄与すると認められる行為をいう。

### (16) 電子計算機

本ガイドラインにおいて「電子計算機」とは、サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

### (17) 情報システム

本ガイドラインにおいて「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。

## 3 匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則

### (1) 事務処理要綱の策定と責任体制の明確化

提供機関等は、本ガイドラインを基に匿名データの作成及び提供に係る具体的な事務処理の内容や手続の明確化・効率化を図るため、それぞれ事務処理要綱を当該組織共通のものとして策定する。

また、匿名データの作成、ドキュメントの整備は、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に掲げる記法等の標準化の取組に準拠して取り組むものとする。

さらに、必要に応じて組織内の関係課室係等の業務体制や分担、匿名データの審査に係る組織等、匿名データ提供事業の円滑な実施のために設置する会議・役職等についても規定するものとする。

なお、統計センターに匿名データの提供事務の全部を委託する場合、事務処理要綱は受託した統計センターが策定することとし、その策定や改定に当たっては、全部委託の契約を締結した際の双方の合意に基づき委託した提供機関と協議する。

### (2) 秘密保護及び適正管理の確保

#### ア 提供機関における措置

匿名データの作成を行うために、提供機関が調査票情報を取り扱うに当たっては、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、行政機関の長又は指定独立行政法人等（独立行政法人等に含まれる場合を含む。）について、それぞれ、法第39条第1項第1号又は第4号及び規則第41条第1項又は第4項に基づく調査票情報の適正な管理に係る規定並びに法第41条第1号又は第3号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、また、「調査票

情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定。以下「管理ガイドライン」という。)を踏まえて、所要の措置を講じる。

#### イ 匿名データ作成事務その他業務の外部委託を行う場合の措置

提供機関が匿名データの作成を外部委託する場合及びデータ複製等匿名データの提供事務に関連する業務として調査票情報を取り扱う業務の一部を委託する場合は、法第39条第2項及び規則第41条第6項に基づく調査票情報の適正な管理に係る規定並びに法第41条第4号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、委託先に対し所要の措置を講じさせることとし、受託者との契約に際しては、法令、管理ガイドライン及び「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえた契約条項を設け、受託者が確実にこれを履行するよう措置する。

#### ウ 利用者に対して行う措置

匿名データの提供に当たっては、

- ・ 提供を受けた匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
- ・ 法第42条第1項第2号に基づき匿名データの適正な管理を行うこと。
- ・ 法第43条第2項に基づき提出書類に記載し認められた目的以外に利用しないこと。

等について利用者全員から誓約書を提出させるとともに、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等、法第61条第3号に規定する罰則及び提供機関等による提供禁止等の措置が取られることをあらかじめ利用者に明示する。(関連：第3の1の(1))

### (3) 効率的な事務処理の実施

匿名データの作成及び提供に当たっては、プログラムの作成・テスト、チェックリストの作成、審査等を行うための専門的な知識や経験が必要であること等を踏まえ、提供機関は、必要に応じて法第37条に基づく統計センターへの全部委託又は関連事務の一部委託を検討するとともに、匿名データの匿名化処理に関する検証等の技術的な事項については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)等を踏まえ、総務省統計研究研修所(以下「統計研究研修所」という。)の支援を受けて効率的に処理を行うものとする。

また、提供機関及び提供機関から事務の委託を受けた統計センター等は、当該事務の遂行に当たって、相互に緊密な連携を図り、円滑な処理を行うものとする。

なお、提供機関は、統計センター等に対する事務の委託の開始、変更等に当たって、事務の引継ぎ、連携等に遺漏がないよう留意するものとする。

#### (4) 匿名データの作成・提供に関する計画の公表

提供機関は、毎年度当初に、当該年度に提供を行う予定の匿名データの対象とする統計調査の名称及び年次、提供する匿名データの概要、提供申出の受付期間、匿名データの提供を行う時期、提供申出手続並びに次年度以降の取扱いについて、事前に調査票情報の二次的利用に関するポータルサイト（以下「マイクロデータ利用ポータルサイト」という。）又は所管ホームページに掲載する等により対外的に明らかにする。（関連：第3の1の(1)）

## 第2 匿名データの作成

### 1 匿名データを作成する統計調査の範囲

提供機関は、その実施する統計調査の中から、匿名データ作成の適否、需要等を踏まえて、作成・提供する匿名データを決定する。

なお、一般的には匿名化が難しいとされる企業や事業所を対象とした統計調査についても、個別具体的に匿名化処理の可能性を検討し、匿名化が困難な場合、法第34条第1項に基づく委託による統計の作成等により対応することを検討する。

## 2 匿名データの匿名化処理の方法

### (1) 匿名化処理の考え方

提供機関は、調査単位、統計単位（個人、世帯及び事業所等）等が特定又は推定されないよう、各統計調査の特性に応じて、次の匿名化処理の技法（別紙参照）等を組み合わせて匿名化処理を行う。

- ・ 識別情報の削除
  - ・ マイクロデータのソート（配列順の並べ替え）
  - ・ 識別情報のトップ（ボトム）・コーディング
  - ・ 識別情報のリコーディング
  - ・ リサンプリング（サンプリング）
  - ・ スワッピング
  - ・ 誤差の導入
- 等

なお、基幹統計調査の場合は個別具体的に用いた匿名化の方法について取りまとめた資料を、統計委員会に対する諮問において提出するほか、必要に応じて第3の1の(1)で掲げる情報提供事項とともに公開又は匿名データ提供の際に利用者に提供する。

### (2) 匿名化の基準

調査票情報は、統計調査の目的や規模等によってその特性が異なり、一律に匿名化の基準を設定することは困難であることから、これまで提供機関は、匿名化する統計調査の特性を勘案し、匿名化の基準となる値（例えば、年齢、世帯人員などの識別情報のトップコーディングに当たって母集団全体の

0.5%とすること等)を個別に定めてきた。

一方、基幹統計調査については、法第35条第2項の規定に基づき、統計委員会において、データの有用性及び匿名性の確保の観点から、匿名化の基準の妥当性について確認が行われてきた。

このため、既に匿名データの提供を行っている統計調査については、これまでの統計委員会における審議や統計研究研修所における支援の実績等を基に別途定める「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」を匿名化の基準とする。

また、新たに匿名データの作成・提供を行う統計調査についても、上記匿名化処理基準を最大限活用し、効率的かつ適切な匿名化の基準を定める。

### 3 匿名データの匿名化処理の実施手順

#### (1) 匿名データの作成方針等の策定

提供機関は、匿名化の基準等を踏まえ、基本的な考え方、作成する匿名データの構成、適用する匿名化処理等を記載した匿名データの作成方針（別記様式第1号参照）を定める。

また、提供機関は、匿名化処理の審査を効率的かつ効果的に実施するため、作成する匿名データごとに、母集団情報や識別情報などその実施する匿名化処理の方法等を記載した匿名データの審査表（別記様式第2号参照）を作成する。

#### (2) 匿名化処理の審査

##### ア 提供機関内における審査

提供機関はその組織内に匿名化処理等に関する審査体制等を設けるとともに、上記(1)により作成した匿名データの審査表に記載された内容等を基に、実際に得られた度数分布表等を確認するなどにより、匿名化処理の妥当性等に係る審査を実施する。

また、提供機関は、匿名データによる集計結果と公表結果の比較等を行うなど、匿名データの匿名性と有用性を確認する。なお、基幹統計調査の匿名データの作成に係る統計委員会への諮問を調査実施前に行う場合、上記審査は調査実施後に行う。

##### イ 統計研究研修所における支援

提供機関は、基幹統計調査の匿名データの作成に係る統計委員会への諮問の前に、統計研究研修所に対し、以下に掲げる資料により、匿名データの作成方針や匿名化処理の妥当性に関する検証を依頼する。

なお、基幹統計調査の匿名データの作成に係る統計委員会への諮問を調査実施前に行う場合、度数分布表等による検証は調査実施後に別途依頼する。

① 初めて匿名データを作成する統計調査の場合

- i) 当該統計調査の基本情報
  - ・ 調査概要
  - ・ 調査票様式
  - ・ 標本抽出法 等
- ii) 匿名データに関する資料
  - ・ 匿名データの作成方針
  - ・ 匿名データの審査表
  - ・ 度数分布表等
  - ・ 攪乱手法を用いている場合、その処理方法に関する資料
  - ・ 匿名化に当たって留意すべき事項

② 匿名データの作成年次を追加する場合

上記①における匿名データに関する資料と同様

統計研究研修所は、当該検証に当たって、適宜、有識者の知見を活用した上で、技術的な助言を行うとともに、検証結果を提供機関に通知する。

(3) 統計委員会への諮問

ア 諮問準備

行政機関が基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合（単なる調査年次の追加などを除く。）、法第35条第2項に基づきあらかじめ統計委員会に諮問する必要がある。この統計委員会への諮問は、調査実施前に行うことも可能である。

統計委員会への諮問に当たっては、審議の効率化及び重点化に資する観点から、行政機関は、統計研究研修所の検証結果等と併せて、次の区分に応じて以下に掲げる資料について事前に統計委員会事務局に提出する。

① 初めて匿名データを作成する基幹統計調査の場合

- i) 当該基幹統計調査の基本情報
  - ・ 調査概要
  - ・ 調査票様式
  - ・ 標本抽出法 等
- ii) 匿名データに関する資料
  - ・ 匿名データの作成方針
  - ・ 匿名データの審査表
  - ・ 攪乱手法を用いている場合、その処理方法に関する資料
  - ・ 匿名化に当たって留意すべき事項
- iii) その他諮問に当たって必要とされる資料（統計委員会が法第50条に基づき要求する資料を含む。）



※ 将来的な作成年次の追加を予定している場合は、その旨を明示。

## ② 匿名データの作成年次を追加する基幹統計調査の場合

- 匿名データに関する資料
  - ・ 匿名データの作成方針
  - ・ 匿名データの審査表
  - ・ 攪乱手法を用いている場合、その処理方法に関する資料
  - ・ 匿名化に当たって留意すべき事項

## イ 諮問審議

統計委員会における諮問審議の取扱いについては、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月17日統計委員会決定）にのっとり対応する。

## ウ その他

提供機関は、法第55条に基づく総務大臣からの要請に基づき匿名データの作成に関する検討・実施状況（統計委員会答申における「今後の課題」の検討状況も含む。）について、総務省に報告を行う。

総務省は、提供機関から報告を受けた匿名データの作成に関する検討・実施状況を取りまとめ、その概要を公表するとともに統計委員会に報告する。

## 第3 匿名データの提供手続

### 1 提供申出手続

#### (1) あらかじめ明示しておく事項

提供機関等は、提供申出手続を行う場合に提供申出者があらかじめ了解しておくべき次の事項をホームページ等において提示し、広く周知する（関連：第1の3の(4)）。

#### 《要明示事項》

#### ア 匿名データに関する情報

- ・ 匿名データ提供制度の趣旨及び法的根拠
- ・ 提供可能な統計調査及び匿名データの名称及び年次
- ・ 提供する項目及び符号表（必要に応じてデータレイアウトフォーム）

#### イ 提供申出手続等に関する情報

- ・ 相談・受付窓口、受付期間等
- ・ 提供を受けるための申出手続及び当該手続に必要とされる各様式
- ・ 提供申出者（代理人による提供申出の場合は代理人自身を含む。）の本人確認方法

- ・ 標準処理期間（別記様式第3号を参考として提供機関等が定める提供申出書が提出されてからの処理期間及び調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示第203号）で定める匿名データの提供に係る依頼書（別記様式第4号）が提出されてからの処理期間）
- ・ 手数料の算定方法
- ・ 匿名データの提供を受けた者の氏名又は名称、匿名データの利用目的、提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要等が公表されること
- ・ 匿名データを利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果等の提出義務
- ・ 提供した匿名データの返却義務
- ・ 提供申出手続等において使用する言語

#### ウ 提供要件に関する情報

- ・ 契約の内容等を定めた利用条件（利用規約：提供機関等が提示する利用条件を示した規約）
- ・ 適正管理義務、承諾された利用目的以外での利用・第三者提供の禁止、罰則等
- ・ 欠格事由
- ・ 匿名データを利用して行った研究の成果、教育内容等の公表義務
- ・ 利用を認めるセキュリティ環境に関する要件
- ・ 個人、世帯及び事業所等の特定（又は推定）を試みないこと
- ・ 法第36条第1項に基づいて提供されたその他の匿名データ及びその他の個体識別が可能となる可能性があるデータとのリンケージ(照合)を行わないこと
- ・ 教育目的で利用する場合、提供した匿名データは、原則として教育責任者（指導教員）が保管・管理すること
- ・ 教育目的で利用する場合、教育責任者（指導教員）は利用者たる学生に対し、あらかじめ統計利用に係る倫理教育(制度、遵守事項、罰則等の教育)を行うこと
- ・ 日本国外への匿名データの提供に当たり、監査等の対応、提供の方法等国内における提供の際と手続・対応が異なる場合はその内容又は要件

#### エ その他

- ・ 匿名データ提供制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外であること
- ・ 法令に違反した場合の罰則のほか、利用条件（利用規約）に反した場合は全ての提供機関等による提供禁止措置が科されること
- ・ やむを得ない事情により、提供が遅れる場合があり得ること

## (2) 事前確認等

提供機関等は、上記(1)の明示事項への承諾の確認及び提供申出書等<sup>(注2)</sup>の提出後の要件不備による不承諾又は書類不備等による再提出の回避を目的として、面接、電話等により、提供申出書の提出前に、提供申出を予定している者との間で次の事項について事前確認等を実施することを原則とする。

- ・ ホームページに掲載した上記(1)の明示事項の内容を確認したか否か及び当該内容について適切に理解をしているか否かの確認並びに理解が不十分である場合には当該内容の説明
- ・ 提供申出書、依頼書等の各様式の記載方法並びに匿名データの提供及び関連する手続の説明
- ・ 利用目的（学術研究、教育、国際比較統計利活用事業又はデジタル社会形成統計利活用事業の内容）、利用者・利用環境に関する各要件及び審査に必要な記載事項や添付資料に関する説明
- ・ 利用条件と利用者が遵守すべき事項の説明
- ・ 提供申出を予定している者が想定している申出内容の聴取及び必要に応じた利用条件への適合性に関する見通し並びにそれらに関する助言
- ・ 基本料金（令第12条第3項第1号）、匿名データ1ファイル当たりの金額（同第2号）、媒体経費（同第3号）、送付を希望する場合の送料（同第4号）及び手数料の納付方法（令第12条第4項）に関する情報の説明

(注2) 規則第33条第1項に基づく提供申出書及び添付書類をいう。

## (3) 提供申出書の作成単位等

### ア 提供申出書の作成単位

提供申出書は、規則第35条の提供の判断要件として掲げられる提供の可否を判断する「利用目的」ごとに作成するものとする（当該提供機関等が実施する複数の統計調査に係る匿名データについて併せて提供申出を行って差し支えない。）。<sup>(注3)</sup>

ただし、複数の匿名データに係る内容を提供申出書の様式に記載しきれない又は匿名データのファイルごとに分割記載した方が審査の円滑化に資すると提供機関等が判断した場合は、1件の申出記載内容を適宜複数の様式に分割して記載させることとする。<sup>(注4)</sup>

(注3) 提供申出書1件につき、その後の手続に必要なとされる依頼書等の作成もそれぞれ1件ずつ作成することになる。

複数の提供機関から委託を受けて提供事務を行う統計センターに提出する提供申出書等については、匿名データの作成を行った提供機関をまたがった提供申出も可能とする。

(注4) この場合は、様式を便宜上分割記載したものであるため、提供申出書1件として取り扱う。また、その後の手続に必要なとされる関係書類の作成も同様に、原則として提供申出書で分割した単位に対応して記載する。

## イ 教育目的による場合の提供申出書の作成単位

教育目的により教育機関での講義・演習等（以下「講義等」という。）で利用する場合の提供申出書の作成は、おおむね次のとおりとする。なお、教育目的の場合、原則として利用者たる学生等ではなく、講義等を行う指導教員に匿名データの媒体を提供する。

- ① 同一の教育機関において、異なる指導教員により同時期に開講される同一内容の複数の講義等に利用する場合、まとめて1件の提供申出書として作成することを認めるものとする。
- ② 同一の教育機関において、同一の指導教員が異なる時期（前期、後期、集中講義期間）に開講される同一内容の複数講義等において利用する場合、まとめて1件の提供申出書として作成することを認めるものとする。なお、申出時点において受講する学生が全て明らかになっていない場合であっても、教育機関又は指導教員の責任の下、当該講義等を受講する学生が明らかになった時点で全ての学生から誓約書を取り付け、提供機関等に提出することを条件に申出を認めるものとする。
- ③ 同一の指導教員が異なる教育機関における講義等に利用する場合、まとめて1件の提供申出書として作成することを認めるものとする。ただし、教育機関ごとに異なる取扱いとなる事項については、審査の円滑化等の観点から、当該事項が明確となるよう区分して記載することを求める。

## ウ 匿名データの取扱い単位

匿名データの提供ファイルの編成については、令第12条に基づき、匿名データに係る調査の基準となる期日又は期間（年次、月次等）及び調査票情報の種類に応じて提供機関等が適宜判断し区分した匿名データファイル1ファイルごとに1件として取り扱う。

また、複数の利用者が1件の匿名データファイルを共同又は複写して利用することも可能とするが、別記様式第5号を参考として提供機関等が定める匿名データに係る管理簿を用いて適切に管理することを前提とする。

なお、提供申出者から承諾された利用者へ複写した匿名データを提供する方法は、直接の受け渡し又は書留による郵送等、利用者本人が確実に受け取れる方法によるものとする。

## (4) 提供申出者及び利用者の範囲

法第36条第1項に基づく匿名データの提供を受けるためには、規則第35条に掲げられた要件をそれぞれ満たすことが必要であり、これらに該当する者

の例示は、次のとおりである。

#### ア 学術研究・教育

- ・ 大学等や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関
- ・ シンクタンク等で学術研究を行う者又は当該機関
- ・ 機関に所属していないが、学術研究を行っている研究者
- ・ 大学等の教育機関においては、講義等の教育を行う指導教員又は当該機関

#### イ 国際比較統計利活用事業

- ・ 我が国が加盟している国際機関
- ・ 複数の外国政府等から調査票情報等の提供、資金等の提供を受けている非営利の団体（例えば LIS (CROSS-NATIONAL DATA CENTER in Luxembourg)）

#### ウ デジタル社会形成統計利活用事業

- ・ 特定公共分野に関する統計の作成等を行う民間事業者、団体等

また、教育機関における提供申出者及び利用者については次の考え方を参考に判断する。

- ① 指導教員の指示により、提供された匿名データを用いて大学院生・学部学生が研究補助に携わる場合又は同一の匿名データファイルを用いて指導教員と大学院生・学部学生が共同研究を行う場合、提供申出者は指導教員とし、利用者の範囲は指導教員及び大学院生・学部学生とする。
- ② 教員や大学院生等が個人として、提供された匿名データを用いて研究を行う場合、当該教員等を提供申出者及び利用者とする。
- ③ 指導教員が、提供された匿名データを用いて自ら講義等の資料を新たに作成して配布する場合、当該指導教員を提供申出者及び利用者とする。
- ④ 指導教員が提供された匿名データをそのまま学生に利用させて講義等を行う場合、提供申出者は指導教員とし、利用者の範囲は指導教員及び講義等で利用する者全員とする。

#### (5) 代理人による提供申出書の提出

規則第33条の規定に基づいて、代理人による提供申出をする場合は、当該代理人は、提供申出者からの委任状など代理権を証明する書面を有している者であることが必要である。

なお、代理人は、受付窓口にて匿名データの提供に係る提供申出を行い、適宜提供申出書等の書面の訂正の判断を行う必要があることから、提供申出内容について深い知見を有している者に委任されていることが望ましい。

## (6) 提供申出書の記載事項

提供機関等は、規則第33条に基づき、利用目的ごとに、別記様式第3号を参考として、次のアからクまでの事項を規定した提供申出書の様式を定める。

なお、提供申出書に使用する言語については、提供機関等が、その保有するリソース等を勘案して定めることとする。

### ア 提供申出者の氏名又は名称、連絡先等

提供申出者の区分に応じて、次のとおり、当該申出者の氏名又は名称、連絡先等を記載する。

なお、規則第33条第1項第4号に掲げる者の場合、公的機関と同様の内容を記載する。

- ・ 公的機関の場合、当該公的機関の名称、担当部局又は機関の名称、所在地及び連絡先（担当者の所属、職名、氏名、電話番号及びe-mailアドレス）
- ・ 法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）の場合、当該法人等の名称及び住所、代表者又は管理人の職名、氏名及び連絡先（担当者の所属、職名、氏名、電話番号及びe-mailアドレス）
- ・ 個人の場合、職業、所属、職名、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及びe-mailアドレス）
- ・ 代理人を通じて提供申出を行う場合、代理人の職業、所属、職名、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及びe-mailアドレス）

### イ 匿名データの名称、年次等

提供機関等が提供を行う旨をあらかじめ公表している匿名データの名称（同一の統計調査において複数の匿名データを作成している場合、必要とする匿名データを特定するための事項を含む。）及び年次を記載する。

また、利用方法に応じて、提供を受ける匿名データファイルの数を記載する。

### ウ 利用目的

直接の利用目的が学術研究、教育、国際比較統計利活用事業又はデジタル社会形成統計利活用事業のいずれかの場合によって、それぞれ申出事項が異なることから、提供申出者はこれらの利用目的を踏まえて対応する様式に必要事項を記載する。

## (ア) 学術研究目的の場合

### ① 学術研究の名称

「〇〇に関する研究」など、学術研究の名称を記載する。

### ② 学術研究の必要性

当該学術研究を行うことによる特定研究分野又は社会における意義等、当該学術研究の有用性を説明する内容を記載する。

なお、当該学術研究に公的機関等による競争的資金（科学研究費助成事業（科研費）、厚生労働科学研究費補助金等）が交付・補助されている場合、これを裏付けるもの（当該資金の交付決定通知書等を複写したものなど）を別紙として添付する。

### ③ 学術研究の内容、匿名データを利用する手法及び当該データを利用して作成する統計等の内容

当該学術研究の具体的な研究内容、匿名データの利用方法及び当該データを利用して作成する統計表の様式や分析出力の様式について記載する。なお、統計表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で差し支えない。

また、必要に応じてこれらの内容を示す資料や利用者の関連論文・著作物一覧を別紙として添付する。

### ④ 研究の実施期間及び匿名データの利用期間

当該学術研究の研究スケジュール（当該研究計画の中で、実際に匿名データを利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）及び匿名データを返却する時期（年月日）を記載する。

また、匿名データの利用期間は、その利用に必要最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、提供機関等の判断により、利用期間を1年以上として差し支えない。

## (イ) 教育目的の場合

### ① 学校及び学部学科の名称

匿名データを利用する学校及び学部学科の名称を記載する。

### ② 授業科目の名称

「〇〇統計演習（Ⅲ）」など、授業科目の名称を記入する。

### ③ 授業科目の目的及び匿名データを授業科目で利用する必要性

「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など当

該授業科目全般の目的を記載する。

また、当該授業科目において、匿名データを用いる必要性について具体的に記載する。

**④ 授業科目の内容、匿名データを利用する手法及び当該データを利用して作成する統計等の内容**

当該授業科目の内容、匿名データの利用方法及び作成する予定の統計表の様式や分析出力の様式について記載する。なお、統計表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で記載する。

また、必要に応じてシラバス、統計利用に係る倫理教育の概要、集計内容等を示す資料を別紙として添付する。

**⑤ 授業科目の実施期間及び匿名データの利用期間**

授業科目の実施期間（曜日、時限等を含む。）及び匿名データを返却する時期（年月日）を記載する。

また、匿名データの利用期間は、その利用に必要最小限の期間とし、原則として1年以内とする。

**(ウ) 国際比較統計利活用事業目的の場合**

**① 事業の名称**

「〇〇に関する国際比較プロジェクト」など、事業の名称を記載する。

**② 事業の必要性**

国際比較統計利活用事業を行うことによる国際社会における事業の意義や国際的な研究の活性化効果等、当該事業の有用性を説明する内容を記載する。

**③ 事業の内容**

当該事業の具体的な内容（事業形態、外部委託の有無など含む）、匿名データの利用方法について明確に記載する。

また、国際比較統計利活用事業において作成する国際比較統計の提供を受ける者の範囲を記載する。

なお、必要に応じてこれらの内容を示す資料を別紙として添付する。

**④ 匿名データを利用して作成する統計等の内容（提供申出者が我が国の加盟している国際機関の場合）**

匿名データを利用して作成する統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、統計表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲



で差し支えない。

**⑤ 事業の実施期間及び匿名データの利用期間**

当該事業のスケジュール及び実際に匿名データを利用する期間（匿名データの返却期限を含む。）を記載する。また、匿名データの利用期間は、その利用に必要な最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、提供機関等の判断により、利用期間を1年以上として差し支えない。

**⑥ 外国政府等から提供を受けている調査票情報の内容、提供元の外国政府等の名称（提供申出者が我が国の加盟している国際機関以外の者である場合）**

国際比較統計利活用事業を行うために提供を受けている又は受ける見込みが確実であると認められる調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の内容、当該調査票情報の提供元である外国政府等の名称を記載する。記載する外国政府等が多い場合は主なもの5つまで記載するものとするが、提供元の外国政府等が2以上となるよう選定する。

なお、提供を受ける見込みが確実である場合はその旨を記載する。

**⑦ 我が国の公的機関等又は外国政府等から受けている支援の内容及び当該支援の提供元の公的機関等又は外国政府等の名称（提供申出者が我が国の加盟している国際機関以外の者である場合）**

国際比較統計利活用事業を行うために提供を受けている我が国の公的機関等又は外国政府等から受けている具体的な支援の内容（職員の派遣、資金の提供、建物その他の施設の提供等）及び当該支援元の公的機関等又は外国政府等の名称を記載する。

2以上の公的機関等又は外国政府等から支援を受けている場合は、主な公的機関等又は外国政府等を2つまで選定して記載するものとするが、その際、同一の公的機関等又は外国政府等は避けて選定する。

**(エ) デジタル社会形成統計利活用事業目的の場合**

**① 該当する特定公共分野**

匿名データを利用して行う統計の作成等が該当する特定公共分野（デジタル社会形成基本法に規定されたもの）の名称を記載する。

**② 課題の解決に資する内容**

匿名データを利用して行う統計の作成等が、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資するものであるか明確にするとともに、その具体的な内容を記載する。

**③ 事業の名称、内容及び必要性**

事業の名称及び内容を具体的に記載する。

また、デジタル社会形成統計利活用事業の実施に当たって、匿名データを利用して統計の作成等を行うことが必要な理由を具体的に記載する。

**④ 匿名データを利用して作成する統計等の内容**

匿名データを利用して作成する統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、これらの様式については決まっている範囲で差し支えない。

**⑤ 事業の実施期間及び匿名データの利用期間**

事業等のスケジュール及び匿名データを利用する期間（匿名データの返却期限を含む。）を記載する。

また、匿名データの利用期間は、その利用に必要最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、提供機関等の判断により、利用期間を1年以上として差し支えない。

**(オ) その他の利用目的**

上記（ア）から（エ）までの直接の利用目的以外に、学術研究、教育、国際比較統計利活用事業又はデジタル社会形成統計利活用事業の利用目的がある場合（例えば、学術研究を直接の利用目的とするものの、講義等の教育の利用目的に利用する場合など）、当該利用目的の具体的な内容を記載する。

また、直接の利用目的による研究成果等を用いて、上記以外の副次的な利用を予定している場合、当該利用目的の具体的な内容を記載する。

なお、利用目的として提供申出書に記載せず又は承諾されなかった目的による利用は、法第43条の違反となることに留意する。

**(カ) 個人及び法人の権利利益等の確認**

匿名データを利用して行う統計の作成等が、規則第35条第1項第1号ハ等に規定する個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないかどうか確認し、そうしたおそれがない旨が明確になるよう記載する。

**エ 公表の方法**

利用目的に応じて、次に掲げる事項を記載するとともに、公表予定日についても可能な範囲で併せて記載する。

- ① 学術研究目的の場合、研究成果を発表予定の学会・大会の名称及び活動内容（一般的な学術研究の場に限る。）や掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌等（一般に入手が可能なものに限る。）などを記載する。
- ② 教育目的の場合、匿名データを活用した卒業論文や修士論文等を大学図書館等において公開すること又は研究室等のホームページに掲載することなどを記載する。

また、教育機関の講義等で利用する場合、教育機関のホームページや一般の者が入手・閲覧可能な教育機関の事業報告その他において、匿名データを利用して講義等を行った旨を掲載することなどを記載する。

なお、提供機関等において卒業論文、修士論文、演習の実施概要等の提出を受け、これをホームページに掲載することにより公表することができる場合には、当該方法も公表の方法に含めるものとする。
- ③ 国際比較統計利活用事業目的の場合は、次の i) ) 又は ii) ) のとおりとする。
  - i) 我が国が加盟している国際機関が利用する場合、国際比較統計利活用事業の成果について関係国に配布し、機関のホームページなどに成果となるワーキングペーパーを掲載することなどを記載する。
  - ii) 我が国が加盟している国際機関以外であって、国際比較統計を作成しこれを提供するための利用の場合、国際比較統計利活用事業において匿名データを利用して作成した統計の主な提供先及び提供回数を年度ごとに取りまとめ、ホームページで掲載することなどを記載する。
- ④ デジタル社会形成統計利活用事業目的の場合、匿名データを利用して行った統計の作成等の成果を活用した事業等の内容をホームページに掲載することなどを記載する。

#### オ 匿名データの利用場所及び適正管理措置の内容

匿名データを実際に利用する場所を記載する。

また、匿名データを適正に管理するために必要な措置については、規則第42条に規定する内容に沿った選択式（別記様式第3号別紙参照）とするなど措置の内容が遺漏なく明確となる様式を設定する。

なお、集計処理等について委託を行う場合で、その利用又は保管が委託先となる場合はその内容を記載する。

#### カ 匿名データの利用者の範囲

利用者（提供申出者を含む。）全員の氏名、職業、所属、職名及び利用場所を記載する。

また、利用者全員が規則第35条第2項に掲げる者に該当しない者であるかどうか確認できるよう選択式とするなど様式を設定する。

さらに、申出に当たっては、必要に応じて、学術研究機関、教育機関等の在職証明書・在学証明書等の添付を求めるものとする。

なお、記載に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ 集計処理等について委託を行う場合には、当該業務の委託を受けた者についても利用者として記載する。その場合、委託を受けた者であることが分かるように明示する。
- ・ 提供申出後に利用者を追加する場合には、提供機関等に連絡し、承諾を得る必要がある。
- ・ 教育において教員が指導を行う場合については、所属・職名欄に所属のほか、「教授（指導教員）」と追記するなど、匿名データの利用に当たって指導・管理を行う者を明確にする（主たる目的が教育目的の場合に限る。）。

#### キ 匿名データの提供方法及び提供希望年月日

匿名データの提供を行う際に当該データを格納する媒体について、令第12条第3項第3号に規定され、提供機関等が提供に対応する媒体を記載する。なお、提供する媒体については、同号に規定されているものの中から、提供機関等の判断により任意に選定できるものとする（サービスを行う予定のない媒体を除外することは可能）。

また、匿名データの提供方法については、提供窓口での直接の受取か郵送による送付かいずれかを記載する。

なお、日本国内への送付は原則として書留、日本国外への送付は配達状況を確認できる郵便サービス等に限定するものとし、e-mailなどインターネット等の通信回線を介しての提供は行わない。

さらに、匿名データの提供希望年月日を記載する。

#### ク その他必要な事項

提供機関等は、事務処理要綱及び様式を定めるに際して、必要に応じ、規則第33条に基づき特に必要と認める事項を追加するとともに、提供申出内容の審査を行う際に必要となる当該利用目的の公益性を裏付ける書類の添付、また、国際比較統計利活用事業であって、我が国が加盟している国際機関以外の者からの申出の場合、外国政府等から調査票情報の提供や支援を受ける際に外国政府等と取り交わした協定書等のコピーの添付等を指定するものとする。

なお、委託を行う場合については、委託内容が分かる委託契約書等のコピーの添付を指定するものとする。

### 《公益性、学術研究の必要性等を裏付ける書類の例示》

- 機関に所属又は在籍している場合はその旨を証明する書類（学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書・在学証明書等）
- 大学院生等の場合にあっては、指導教員や大学・学会からの推薦状
- 公的機関等による競争的資金を受けていることを示す書類
- 利用者の著書・論文の一覧
- 外国政府等から調査票情報の提供を受ける際に取り交わした協定書のコピー
- 外国政府等から支援を受ける際に取り交わした協定書のコピー  
等

## (7) 提供申出書の受付

### ア 受付期間の設定

提供機関等は、受付事務や提供用匿名データの転写処理の効率化及び計画的実施並びに提供申出者に対するサービス向上を図る観点から、受付期間を設定することも可能とする。

受付期間を設定する場合は、各年度当初にその予定をホームページ等で事前に公表する。（関連：第1の3の(4)、第3の1の(1)）

なお、提供機関等による受付事務等において使用する言語については、提供機関等が、その保有するリソース等を勘案して定めるものとする。

### イ 受付・審査対応部署

提供機関等は、必要に応じてそれぞれの機関内における提供申出書等に係る受付の事務を一元的に実施する受付窓口を指定し、匿名データを所管する課室と事前に定めた役割分担に基づいて、審査・通知・提供等の事務を進める。（受付窓口を指定しない場合、全ての事務を個々の匿名データを所管する課室において実施する。以下同じ。）

### ウ 本人確認

#### ① 提供申出者が個人である場合

提供機関等は、規則第33条第2項の規定に基づき、提供申出者及び提供申出者の代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「個人番号カード」（「住民基本台帳カード」を含む。以下同じ。）、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

旧氏（その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）で申出が行われる場合においては、旧氏が併記された本人確認書類の提示を求めるといったことにより、本人確認を実施する。

日本国外の外国人が申出を行う場合、外国政府が発行するパスポート、

運転免許証など本人を確認するに足る書類により本人確認を行う。

なお、申出の方法により、本人確認は次のとおり実施する。

**i) 受付窓口にて提供申出者が訪問して提供申出を行う場合**

氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、提供申出書の内容と照合した上で、顔写真と提供申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認できれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

氏名、生年月日及び住所が記載されているが顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合、あるいは顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所の全てを確認できない本人確認書類しかない場合、2種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日及び住所の全てが確認できるようにする。(当日、1種類しか書類を持ち合わせてない場合は、後日、別の種類の本人確認書類のコピーを送付してもらうなどの措置を行う。この場合、住民票の写しなども認める。また、当該本人確認書類のコピーの送付があった時点で提供申出を受け付けたものとする。)

なお、本人確認書類が提示された場合は、受付窓口において、必要に応じて当該書類の複写を行い、提供申出書の関係書類として取り扱う。

**ii) 郵送又は電子情報処理組織の使用により提供申出を行う場合**

提供申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類2種類以上(これらを組み合わせることにより、氏名、生年月日及び住所が全て確認でき、かつ、住所を記載しているものが最低2種類となるようにする。)のコピーの同封を必要とする。

なお、2種類の書類をそろえることができない場合、住民票の写し(申出日前6月以内に作成されたもの)なども認めるものとする。

**iii) 受付窓口にて代理人が訪問して提供依頼申出をする場合**

代理人の本人確認は上記 i) に準じるものとし、代理人による申出の場合、代理権を証明する書類の提出を求める。

また、提供申出者の本人確認は郵送又は電子情報処理組織の使用により提供申出をする場合に準じるものとする。

**② 提供申出者が法人等である場合**

日本国内の法人等(独立行政法人等及び規則第10条に規定する者を除く。)が提供申出を行う場合は、当該法人等の登記事項証明書若しくは印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたもの若しくはそれらの写しの提示又は提出を求める。

また、日本国外の法人等が提供申出を行う場合についても、日本における法人登記事項証明書に代替されるもので、その所在する国の機関が発行した法人等の存在を確認するに足る書類又はそれらの写しの提示又は提出を求める。

なお、連絡担当者が法人等に所属することを示すものについても必要に応じて提示又は提出を求める。

## (8) 提供申出書の提出方法

提供申出書等は、提供申出者又は代理人が、提供機関等の受付窓口へ直接持参、郵送又は電子情報処理組織の使用により提出する。

## 2 提供申出に対する審査

### (1) 審査主体

審査は提供機関等が実施する。

なお、法第37条に基づき統計センターが審査を行う場合には、必要に応じて当該事務を委託した提供機関に相談しながら実施する。

### (2) 基本的な考え方

匿名データの提供に当たっては、法第36条第1項及び規則第35条の要件に該当するとともに、匿名データの利用に際して、法第42条及び第43条に規定される適正管理措置及び目的外利用の禁止が遵守されると認められることが必要である。

このため、提供機関等は、次の(3)を参考に事務処理要綱に個別の審査基準を定め、個々の申出について提供申出書の記載内容及び添付書類を基に、それぞれの利用目的等に応じて、当該審査基準等に基づき審査し、承諾の可否を決定する。

なお、法第33条第1項又は法第33条の2第1項により提供された調査票情報、法第36条第1項により提供された他の匿名データ及びその他の個体識別が可能となる可能性があるデータとのリンケージを行う場合には、提供を認めない。

また、下記第5の3（匿名データの不適切利用への対応）に基づく利用停止等の措置を科されている者については、匿名データの提供申出を認めない。

### (3) 個別の審査基準

#### ア 利用要件の該当確認

##### (ア) 学術研究目的の場合

##### ① 提供申出者が大学や学術研究を目的とする機関等に所属している場合

学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が学術的な研究

活動を行う場合で、その研究成果を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

## ② 提供申出者が上記①以外の場合

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

また、学術研究目的に一部金銭の授受を伴う利用目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文や分析結果として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが当該金銭の授受を伴う目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に金銭の授受を伴う利用目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として利用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合、あるいは学術論文として公表するもの以外の成果を別に作成し、顧客等のみに提供するような場合には本要件に該当するものとは認められない。

### (イ) 教育目的の場合

提供申出者は、教育機関又は当該機関に所属する指導教員に限定され、匿名データを当該教育機関における教育の用に供することを直接の目的とし、その教育内容が公表される場合、本要件に該当すると認められる。

なお、利用形態としては、例えば、講義等（卒業論文や修士論文などの指導を教官が行う場合も含む。）の教育において匿名データを利用する場合が想定される。

### (ウ) 国際比較統計利活用事業目的の場合

国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、我が国が加盟している国際機関や、2以上の外国政府等から国際比較統計に必要な調査票情報の提供を受けている取組など、十分に信頼できる公的な取組とみなし得る活動を行っている機関からの提供申出であり、匿名データを用いて行った国際比較の結果等が公表される場合、本要件に該当すると認められる。

### (エ) デジタル社会形成統計利活用事業目的の場合

デジタル社会形成基本法に基づく特定公共分野に関する統計の作成等であって、当該統計等が国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資



するものであり、匿名データを利用して行った事業等の内容が公表される場合、本要件に該当すると認められる。

## イ 提供申出者の属性

### ① 個人が申出を行う場合

記載されている所属・役職等により上記アを確認する。

また、規則第33条第2項及び上記1の(7)のウで提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

### ② 法人等が申出を行う場合

提供申出者が法人等の場合、当該法人等の名称、経営組織等から研究や教育を主体とする組織か営利組織かを判別する。

また、規則第33条第2項及び上記1の(7)のウで提示又は提出を求めている法人の本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

### ③ 代理人が申出を行う場合

代理人の氏名等が規則第33条第2項及び上記1の(7)のウで提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。また、委任状などの代理権を証明する書類により、提供申出者の代理人であることを確認する必要がある。

## ウ 匿名データの名称、年次等

提供機関等が提供を行うことをあらかじめ公表している匿名データの名称及び年次が記載されていることが必要である。

また、利用目的である学術研究、教育、国際比較統計利活用事業又はデジタル社会形成統計利活用事業の内容と匿名データの内容を照らし合わせて不必要と判断される匿名データが含まれていないことが必要である。

さらに、利用形態に応じたファイル数となっているか確認することが必要である。

## エ 利用目的

直接の利用目的を確認した上で、当該目的の区分に応じて次に掲げる内容と齟齬がないことが必要である。

### (ア) 学術研究目的の場合

#### ① 学術研究の名称、目的及び必要性

審査では、当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、公的機関等における競争的資金により研究の有用性が確保されるなど、匿名データを提供する学術研究として認められることが必要である。

**② 学術研究の内容、匿名データを利用する手法及び当該データを利用して作成する統計等の内容**

匿名データを利用して作成する統計等（集計様式や分析出力様式をいう。以下同じ。）が当該学術研究内容及び当該匿名データを利用する手法からみて妥当なものであることが必要である。

**③ 研究の実施期間及び匿名データの利用期間**

匿名データの利用期間は、研究の実施期間（集計・分析の期間、成果の公表時期等）からみて必要最小限となっていることが必要である。

なお、匿名データを返却する時期が明確になっていることが必要である。

**(イ) 教育目的の場合**

**① 学校及び学部学科の名称**

匿名データを利用する教育機関の名称が記載され、記載された教育機関が実際に存在し、提供申出者の所属等との整合性が確保されていることが必要である。

**② 授業科目の目的等**

実際に匿名データを利用する教育機関において正規の授業科目として承認されていることが必要である。

また、当該授業科目において匿名データを利用する必要性が認められ、その利用方法が適切であることが必要である。

**③ 授業科目の内容、匿名データを利用して作成する統計等の内容等**

匿名データを利用して演習を行う場合などに作成が想定される統計等（集計様式や分析出力様式）が授業科目の内容、受講学生レベルからみて妥当な内容であることが必要である。

**④ 授業科目の実施期間及び匿名データの利用期間**

授業科目の実施期間が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がなく、当該授業科目の終了までに、当該匿名データの利用期間が終了することが必要である。

**(ウ) 国際比較統計利活用事業目的の場合**

**① 事業の名称、必要性等**

審査では、国際比較統計利活用事業の重要度や有用性を評価するものではないが、匿名データを提供するものとしての公益性が認められ、その内容が国際比較統計を作成すること等による国際社会における我

が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められるものであることが必要である。

**② 事業の内容**

事業の内容と匿名データを利用する方法に整合性があり、当該事業の内容が国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の発展に資すると認められるものであることが必要である。

また、事業形態及び外部委託の有無についても確認し、匿名データの利用場所取扱いに問題がないことが必要である。

加えて、提供する匿名データは、外国政府等から提供を受けている又は受ける見込みが確実である調査票情報(これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。)と照らし合わせて整合的な内容となっていることが必要である。

**③ 匿名データを利用して作成する統計等の内容**

匿名データを利用して作成する国際比較を行う上で必要な統計等が国際比較統計利活用事業の内容及び利用する方法からみて妥当なものであることが必要である。

**④ 事業の実施期間**

事業の実施期間が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がないことが必要である。

なお、実施期間が未定の申出は認めない。

**⑤ 外国政府等から提供を受けている調査票情報の内容（提供申出者が我が国の加盟している国際機関以外である場合）**

外国政府等から提供を受けている調査票情報が、匿名データを利用して作成する国際比較を行うための統計からみて妥当なものであることが必要である。

また、提供する匿名データの情報と国際比較可能な情報が含まれていることが必要である。具体的には事業の内容と外国政府等から提供された調査票情報等の説明に整合性が認められるか確認し、内容が不明である場合は必要に応じて関連する資料の提出等により確認することとする。

**⑥ 公的機関等又は外国政府等から受けている支援の内容等（提供申出者が我が国の加盟している国際機関以外である場合）**

公的機関等又は外国政府等から提供を受けている支援の内容が、職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供、機器等の貸与などに該当するものであることが必要である。

なお、提供申出者の公益性を確認することが必要であり、内容が不明である場合は必要に応じて具体的な支援の内容が示された書類を添付させるなどにより対応するものとする。

## (エ) デジタル社会形成統計利活用事業目的の場合

### ① 該当する特定公共分野

デジタル社会形成基本法に規定された特定公共分野に該当するものであることが必要である。

### ② 事業の必要性、課題の解決に資する内容等

匿名データを利用して行う統計の作成等が、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資するものであることが具体的に記載され、その必要性が認められることが必要である。

なお、利用形態としては、例えば、インフラ・防災・減災等分野に関連して、住宅関連統計の匿名データを利用して住宅や世帯、住宅耐震化の動向等を分析し、民間事業者の健全な事業活動に活用することや、電子行政分野に関連して、研修機関等において匿名データを利用した実践的な講義等を行うことにより、統計人材の育成を図ることなどが想定される。

### ③ 匿名データを利用して作成する統計等の内容

匿名データを利用して作成する統計表の様式や分析出力の様式からみて、提供申出者が行う事業等の内容との関係で齟齬がないことが必要である。

### ④ 事業の実施期間及び匿名データの利用期間

事業のスケジュールが匿名データの利用期間との関係で齟齬がないことが必要である。

## (オ) その他の利用目的

直接の利用目的以外に匿名データの利用が予定されている場合、その利用目的は、学術研究、教育、国際比較統計利活用事業又はデジタル社会形成統計利活用事業のいずれかの目的に該当することが必要である。

なお、直接の利用目的による研究成果等を用いて、上記以外の副次的な利用が予定されている場合、当該利用は、当該研究成果等の公表後に行われることが必要である。

## (カ) 個人及び法人の権利利益等の確認

匿名データを利用して行う統計の作成等によって、規則第 35 条第 1 項第 1 号ハ等に規定する個人及び法人の権利利益、国の安全等を害する

おそれがないことを提供申出者において確認されていることが必要である。

また、匿名データを利用する手法、利用して作成する統計等の内容から判断して、個人や世帯等の特定（又は推定）を試みているものではないこと等を確認することが必要である。

## オ 公表の方法

利用目的に応じて、次に掲げるような公表が予定されていることが必要である。

また、公表予定日と利用期間が整合していることに留意することが必要である。

- ① 学術研究目的の場合、研究の成果が学会等で公表されること又は学術雑誌等に掲載されること。
- ② 教育目的の場合、匿名データを利用して作成した卒業論文等や匿名データを利用した講義等の内容がホームページ等に掲載されること。
- ③ 国際比較統計利活用事業目的の場合、我が国が加盟している国際機関において匿名データを用いて行った国際比較の結果、また、我が国が加盟している国際機関以外において匿名データを用いて行った国際比較統計利活用事業の提供状況が公表されること。
- ④ デジタル社会形成統計利活用事業目的の場合、匿名データを用いて行った統計の作成等の成果を活用した事業等の内容が公表されること。

## カ 匿名データの利用場所及び適正管理措置の内容

提供申出者の区分に応じて、次の（ア）から（オ）までに掲げられた要件を満たすことが必要である。

なお、集計処理等について委託を行う場合であって、その利用又は保管が委託先で行われる場合についても同様であり、委託契約書等において確認を行うことが必要である。

### （ア）組織的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

- ① 匿名データの適正管理に係る基本方針を定めること（公的機関等を除く。）

当該基本方針では、匿名データの適正管理に関する考え方を示すとともに、関係法令や規程等を遵守するなどの内容とすることが必要である。

なお、当該基本方針は、必要に応じて添付書類として提出を求める。

**② 匿名データを取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること**

匿名データを取り扱う者を明確にした上で、適正管理に関する責任者（以下「管理責任者」という。）を配置するとともに、当該データ等を取り扱う権限、責務及び業務を匿名データに係る管理簿に記載することが必要である。

**③ 匿名データに係る管理簿を整備すること**

提供を受けた匿名データの名称、年次、ファイル数、利用期間（返却期限）、保管場所、取り扱う者の範囲、管理責任者等を記載した匿名データに係る管理簿を整備することが必要である。

**④ 匿名データの適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと**

組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置及び技術的管理措置の内容を盛り込んだ規程を策定し（既存の規程においてこれらの要素が含まれる場合、これを準用することも可能）、匿名データを取り扱う者に周知徹底するとともに、当該規程の実施状況等について、適宜、把握・分析の上で評価し、必要な改善策を講ずることが必要である。  
なお、当該規程は、必要に応じて添付書類として提出を求める。

**⑤ 匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること**

匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに組織として状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、提供機関等への報告を迅速かつ適切に行い得るよう、当該組織内に必要な体制を整備することが必要である。

**(イ) 人的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）**

**① 匿名データを取り扱う者が次のいずれにも該当しない者であることを確認すること（公的機関等を除く。）**

- ・ 法若しくは個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- ・ 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名データを提供することが不適切であると提供機関等が認めた者

**② 匿名データを取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと**

匿名データの適正な取扱いに関する法令の理解と遵守の徹底が図られるよう、当該データを取り扱う者に対して関係法令や規程等の内容、研究倫理等について、適切な教育及び訓練を行うことが必要である。

なお、研究倫理に関する教育としては、例えば、国立研究開発法人科学技術振興機構や独立行政法人日本学術振興会等における研究倫理教育に関する教材の活用、研究機関等における研究倫理教育の受講などが想定される。

**(ウ) 物理的管理措置**

**① 匿名データを取り扱う区域を特定すること及び当該区域への立入りの制限をするための措置を講ずること**

匿名データの利用場所（匿名データファイルの保管を含む。）については、当該情報が持ち出されないよう施錠可能な物理的な場所に限定されるとともに、当該情報の利用時に利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われるなど、利用場所への入退室管理を行うことが必要である。

**② 匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること**

匿名データが限定された媒体に格納され、当該媒体が施錠可能なキャビネット等に保管されること、また、匿名データを利用する電子計算機についてはワイヤー等によって固定されること、さらに、利用場所から匿名データが取り外し可能な外部記憶装置等に転送されるなどにより不正に持ち出されないこと等の保安対策を講ずることが必要である。

**③ 匿名データを削除し、又は匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと**

匿名データの利用期間終了までに複製した匿名データ及び集計作業等によって生成される中間生成物を削除する場合、専用ツールを用いるなどにより第三者に復元できない手段で行うことが必要である。

また、匿名データ等が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合も、物理的な破壊など当該機器等に記録されている匿名データ等を復元することができない手段で行うことが必要である。

さらに、これらの情報の削除や機器等の廃棄を行った場合には、その記録（削除又は廃棄日及びその内容）を保存しておくことが必要である。

#### (エ) 技術的管理措置

① 匿名データを取り扱う電子計算機等において当該匿名データを処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること

匿名データを利用する情報システムに識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を図るなど、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないよう制御された情報システムの環境であることが必要である。

② 匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること

匿名データを利用する情報システムにコンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策など、不正アクセス行為を防止するための措置が講じられていることが必要である。

③ 匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること

外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機を利用する場合、オフラインで集計作業等を行い、作業後は当該電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させない、ダウンロードやアップロードの監視を行うなど、匿名データの漏えい等を防止するための措置を講ずることが必要である。

#### (オ) その他の管理措置（公的機関等又は法人等以外の者の場合）

① 匿名データの提供を受けた者が、匿名データの適正管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること

過去に調査票情報又は匿名データの提供を受け、当該情報を適正に管理した上で統計の作成等を行った経験を有する者や調査票情報又は匿名データ以外の個別情報を適正に管理した上で研究分析等を行った経験を有する者など、過去の実績等に鑑み、提供機関等において適当と判断される者であることが必要である。

② 匿名データに係る管理簿を整備すること。

上記（ア）の③と同様。

③ 匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順を



### あらかじめ定めること

匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、提供機関等への報告を迅速かつ適切に行うために、処理の手順をあらかじめ定めることが必要である。

上記のほか、匿名データの利用場所が日本国外である場合については、匿名データの利用に関する安全性の確保の観点から、次の要件のいずれかを満たす場合に提供を行うものとする。

- ・ 提供機関等に十分な旅費予算が確保されており、当該旅費において国外利用における監査を行うことが可能である場合
- ・ 2以上の外国政府等から調査票情報の提供を受け、かつ、公的機関等若しくは1以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供等の支援を受けており、上記提供及び支援を直近過去5年間継続して受けているなど、情報管理に関し十分に信頼に足りると判断される組織等からの申出である場合
- ・ 我が国の職員が提供申出者の属する機関に出向しており、当該職員に匿名データの利用状況を確認してもらえるよう依頼を行うことが可能である場合
- ・ 匿名データの提供を受けた個人又は法人等の職員が、匿名データの利用期間中に提供機関等を訪問し、当該訪問時において、提供機関等が利用状況等のヒアリングを行うことができる場合
- ・ 過去に匿名データを利用したことがあり、匿名データを取り扱う者、匿名データの利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法が同一とみなせる場合であって、e-mail等により提供機関等が利用状況等のヒアリングを行うことができる場合

### キ 匿名データの利用者の範囲

利用目的、利用する手法等から判断して、利用者（提供申出者及び集計処理等を委託する場合の委託先を含む。）が最小限に限られており、不要な者が含まれていないことが必要である。

また、利用者全員が規則第35条第2項に掲げる者に該当しない者であることが確認されていることが必要である。

なお、利用者が第5の3に定める提供禁止措置の対象となっており、匿名データの利用期間の一部でも提供禁止措置の期間と重なる場合は、利用を認めない。

### ク 匿名データの提供方法（提供媒体及び方法）

提供機関等が実際に提供可能な媒体であることが必要である。

また、匿名データの提供方法については、提供窓口での直接の受取又は郵送による送付のいずれも可能であるが、提供申出者又は代理人の本人確認を実施した上で、当該本人に確実に提供されることが必要である。

なお、提供希望年月日が提供機関等にとって対応可能であることが必要である。

#### ケ その他必要な事項

上記アからクまでに掲げる事項以外に、提供機関等において設定した審査事項がある場合、当該事項に係る審査の基準を満たしていることが必要である。

#### (4) 提供申出書の修正・再提出

提供申出書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、提供機関等は規則第33条第3項の規定により、提供申出者に対しその訂正を求める。

### 3 手数料の積算

手数料の積算は、提供申出書等の審査の結果、提供可能と判断された場合に行う。

積算方法は令第12条第3項に基づき、次の①から④までを全て加えた額とする。

- ① 基本料金（請求1件につき） 1,950円
- ② 匿名データの提供ファイル数 × 4,450円
- ③ 格納する媒体
  - ・ CD-R 1枚：100円 × 必要枚数
  - ・ DVD-R 1枚：120円 × 必要枚数
- ④ 送付を求める場合の書留等料金

### 4 審査結果の通知

提供機関等は、規則第34条に基づき、提供申出書の審査結果を、学術研究目的、教育目的又はデジタル社会形成統計利活用事業目的の場合は申出の受付から14日以内に、また、国際比較統計利活用事業目的の場合においては、双方で合意した期限以内に、提供申出者に対し文書により通知する（e-mailを含む。）。

#### (1) 提供申出を承諾する場合

別記様式第6-1号を参考として提供機関等が定める様式による承諾通知書に次の事項を記載の上通知する。

- ・ 匿名データの提供を行う旨
- ・ 手数料の額
- ・ 手数料の納付方法

- ・ 手数料の納付期限
- ・ 提供予定時期（手数料の納付から○日後等の設定も可）
- ・ その他提供機関等が必要と認める事項
- ・ 納付された手数料は原則として返却しない旨

また、提供申出者に対して依頼書並びに別記様式第7号及び第8号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）及び誓約書の送付又はこれらの様式を入手することができるホームページアドレスを連絡する。

## (2) 提供申出を承諾しない場合

別記様式第6-2号を参考として提供機関等が定める様式による不承諾通知書にその理由を記載して提供申出者に通知する。

## 5 依頼書等の提出及び手数料の納付

### (1) 依頼書等の提出

提供申出が承諾された提供申出者は、令第12条及び規則第34条に基づき、依頼書及び別記様式第8号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）を利用者全員が遵守する旨を記載した誓約書を提出する。

なお、遵守内容が書面上明確になるように利用条件（利用規約）及び誓約書は一体として提出させることとする。

### (2) 手数料の納付

提供申出者は、上記4に示す承諾通知書により提供機関等から通知された手数料の額を、通知された納付方法により、納付期限までに提供機関等に納付する。

#### ア 収入印紙による場合

通知された手数料の額の収入印紙を依頼書に貼付し、行政機関に提出することにより納付する。

行政機関は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることを確認し、収入印紙に検印を押す。

収入印紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離、再利用ができないよう、鉛筆以外の方法で依頼書と収入印紙にまたがるよう確実にを行い、更には穿孔等の措置を施すことが望ましい。また、毎年度、財務省（主計局総務課歳入・国債係）から各府省会計課を通してなされる実績報告の依頼において、対象年度の手数料納付額を報告する。

#### イ 現金による場合

提供機関等から上記4に示す通知を行う際に、併せて納入告知書等を送

付し、提供申出者は当該納入告知書等により現金を納付する。

#### ウ 手数料の返却措置

依頼書等の提出・手数料納付後、やむを得ない事情により匿名データの提供を行うことが困難となった場合に、提供機関等において当該事務に着手しておらず、かつ、提供機関等及び提供申出者の間で相互に承諾された場合には、次の方法により手数料を返却する。(各府省会計担当と相談し、当該手続についても、事前に確認しておくこと。)

##### ① 収入印紙の場合

- i) 収入印紙の検印が押されていない場合は、そのまま検印を押さずに、依頼書を返却する。
- ii) 賠償償還払戻金として償還手続をとる。

##### ② 現金の場合

賠償償還払戻金として償還手続をとる。

#### (3) 著作権の取扱い

依頼書の提出を受ける際、提供申出者が匿名データを利用して作成した統計に対する著作権を主張しない旨を記した誓約書の提出を求める。

#### (4) 秘密の保全

学術研究の具体的な内容、作成する統計等の具体的な内容などは、学術研究を行う者にとって秘密に該当する可能性があることから、法第36条第2項の規定により準用する法第33条第3項の規定に基づき提出された統計等については、必要に応じて提供申出者自らが公表を行うまでの間、非公開情報として取り扱う。

ただし、法第55条に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

### 第4 匿名データの提供

#### 1 匿名データの提供時期及び提供手段

提供機関等は、上記第3の4による承諾通知書により提示した提供予定期間内に速やかに匿名データを提供する。やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに提供申出者に通知する。

また、提供機関等は、提供申出書に記載された方法（提供窓口での直接の受取又は郵送による送付）により匿名データを提供する。この際、提供する匿名データは、暗号化しパスワードを付与すること等により保護する。

なお、提供用匿名データの作成に際しては、万が一漏えいした場合の漏えい経路の特定に資するため、匿名データのファイルごとにデータのソート順を変

える、一連番号を変える等の措置を講ずることが望ましい。

## 2 匿名データの提供を受けた者の氏名等の公表

提供機関等は、匿名データを提供したときは、法第36条第2項の規定により準用する法第33条第2項の規定に基づき、当該データの提供後1月以内に次の事項をインターネットの利用その他の適切な方法（マイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載等）により公表する。

### (1) 匿名データの提供を受けた者の氏名又は名称

提供申出者が個人の場合、匿名データの提供を受けた者全員の氏名を、提供申出者が公的機関、法人等の場合、当該機関等の名称をそれぞれ公表する。

### (2) 提供した匿名データに係る統計調査の名称

統計調査の名称を公表する。

### (3) 匿名データを提供した年月日

匿名データの提供媒体を提供窓口において直接提供した場合は当該提供日を、郵送により送付した場合は提供申出者が受領した日をそれぞれ公表する。

### (4) 匿名データの提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属等

匿名データの提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、提供機関等が匿名データの提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項として、当該者の所属及び職名を公表することを原則とする。

ただし、当該事項の公表が困難な場合、職業等のその他の事項（例えば、退官した大学教授の場合、名誉教授又は元大学教授など）を公表する。この場合、必要に応じ当該事項を確認できる書類の提出を求める。

### (5) 匿名データの利用目的

学術研究の名称や教育の内容など、提供要件の区分に応じて簡潔に整理した直接の利用目的を公表する。

## 3 承諾事項に変更が生じる場合の取扱い

### (1) 基本原則

提供機関等が承諾した提供申出書に係る記載事項について、提供申出者の都合により変更が生じる場合は、次のとおり対応する。

ア 提供機関等が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される利用者又は代理人の人事異動等に伴う所属、連絡先又は姓に変更が生じる場

合など、提供申出者は別記様式第9号を参考として提供機関等が定める様式による所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに提供機関等へ届け出る。

イ 上記ア以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、別記様式第10号を参考として提供機関等が定める様式による提供申出書の記載事項変更申出書（以下「記載事項変更申出書」という。）の提出を求める。

また、提供機関等は、記載事項の変更の申出を受けた場合、上記第3の2に準じて速やかに審査を行い、その承諾・不承諾について別記様式第11-1号及び第11-2号を参考として提供機関等が定める提供申出書の記載事項変更に係る承諾通知書又は不承諾通知書により提供申出者に通知する。

## (2) 利用者の変更

### ア 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、記載事項変更申出書により変更手続きを行い、除外される利用者が個別に利用していた匿名データが存在する場合は複製したデータを消去するとともに、提供機関等に媒体を返却するまでの間、提供申出者が適切に管理し、他の匿名データの返却時に併せて第5の1に基づいた返却を行う。

### イ 利用者の追加

利用者の追加の必要が生じた場合は、記載事項変更申出書により変更手続きを行うものとし、提供機関等は追加する理由が妥当かどうか等について上記第3の2に準拠して審査を行い、その結果を上記第3の4の取扱いに準じて提供申出者に通知する。

上記通知後、依頼書及び誓約書（追加の者のみ）の提出をもって利用者の追加を認めるものとする。

### ウ 利用者の交代

利用者（提供申出者を除く。）が交代する場合は、交代前に記載事項変更申出書により変更手続きを行うものとし、提供機関等は交代理由が妥当かどうか審査を行い、その結果を上記第3の4の取扱いに準じて提供申出者に通知する。

上記通知後、依頼書及び誓約書（変更する者のみ）の提出をもって匿名データの利用を認めるものとする。

## (3) 利用期間の延長

### ア 記載事項変更申出書の提出

提供申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望

する場合、記載事項変更申出書に延長が必要な理由、希望する必要最低限の延長期間等を記載し、提供機関等に提出する。

また、利用目的が学術研究、教育又はデジタル社会形成統計利活用事業である場合において、延長の承諾は1回限りとし、延長の申出があった場合にはこの旨を提供申出者に伝えるものとする。

なお、利用目的が国際比較統計利活用事業である場合においては、事業の期間が長期にわたることが想定されることから、延長の承諾回数に制限は設けないこととする。

## イ 延長申出の審査基準

記載事項変更申出書が提出された場合、提供機関等は次の審査基準により審査を行う。なお、承認に当たっては、次の基準を全て満たすことが必要である。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や利用環境に関する変更がないこと。
- ・ 延長理由から判断して、延長の期間が最低限度に限られていること。
- ・ 提供を承諾してから提供申出書に関する初回の延長申出であること（利用目的が学術研究、教育又はデジタル社会形成統計利活用事業である場合について、延長の再申出は認められず、改めて提供申出書等の提出を行うものとする。）。

## ウ 提供機関等からの諾否の通知

提供機関等は、延長申出を承諾する場合は、記載事項変更申出書に対する承諾通知書によりその旨を通知する。この場合、総務省告示で定める報告書（別記様式第12号）及び匿名データに係る管理簿の提出時期も併せて延長を認めることができるものとする。

また、承諾しない場合、提供申出者の記載事項変更に係る不承諾通知書により、その理由と併せてその旨を延長に係る提供申出者に通知する。この場合、提供申出者は、当初の承諾された利用期間の満了時まで、提供された匿名データの返却、電子計算機に保存されている匿名データ及び中間生成物の削除、作成した統計及び行った統計的研究の成果、報告書並びに匿名データの管理簿の提出等所要の措置を行うものとする。

## (4) 匿名データの追加

### ア 記載事項変更申出書の提出

提供申出者は、直接の利用目的に変更はないが、同一調査の年次の追加など、新たな匿名データの提供を受ける必要が生じた場合、追加が必要な理由、追加を求める匿名データの名称等を記載事項変更申出書に記載し、提供機関等に提出する。

## イ 変更申出の審査基準

提供機関等は、記載事項変更申出書が提出された場合、次の審査基準により審査を行う。なお、承諾に当たっては、次の基準を全て満たすことが必要である。

- ・ 匿名データを追加することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や利用環境に関する変更（利用期間の延長を除く。）がないこと。
- ・ 提供を承諾してから提供申出書に関する初回の変更申出であること。

## ウ 提供機関等からの諾否の通知

提供機関等は、変更申出を承諾する場合、提供申出書の記載事項変更に係る承諾通知書によりその旨を通知する。

上記通知後、依頼書の提出及び手数料の納付をもって新たな匿名データの提供を行う。

一方、承諾しない場合、提供申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書により、その理由と併せてその旨を提供申出者に通知する。

## 4 匿名データの提供後の利用制限

利用者は、法第42条第1項第2号に基づき、提供された匿名データを適正に管理し、法第43条第2項に基づき、匿名データ及び匿名データから作成した統計等は提供申出書に記載した利用目的の範囲内で利用しなければならない。提供申出書に記載した利用目的以外の利用を希望する場合は、記載事項変更申出書により変更手続きを行い、提供機関等の承諾を得る必要がある。

なお、利用者が報告書を提出した後に公表された結果を用いる場合は、記載事項変更申出書の提出は不要であり、提供機関等が審査を行う必要はないものとする。

## 第5 匿名データの利用後の措置

### 1 匿名データの返却及び作成した統計等の提出

提供申出者は、匿名データの利用期間終了（返却期限）までに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を復元できないよう消去する。

また、提供申出者は、法第36条第2項の規定により準用する法第33条第3項及び規則第38条第1項の規定に基づき、匿名データを利用して作成した統計又は統計的研究の成果を遅滞なく提供機関等に提出するときは、報告書及び匿名データに係る管理簿を提出するとともに、提供を受けた媒体を併せて返却する。この際、提供媒体については、書留（提供申出者の送料負担）による送付又は提供窓口での直接の受け渡しのいずれかによる。



なお、統計及び統計的研究の成果並びに報告書は、規則第38条第2項の規定に基づき、電磁的記録をもって作成し、提供機関等に提出する。

## 2 研究成果等の公表

### (1) 提供機関等に提出された統計等の公表

提供機関等は、法第36条第2項の規定により準用する法第33条第4項並びに規則第39条及び第40条の規定に基づき、統計等の提出を受けた日から原則として3月以内に、匿名データを提供した際に公表した事項（上記第4の2参照）に加え、以下に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法（マイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載等）により公表する。

なお、当該公表に当たっては、利用者における学术论文の発表時期や学術雑誌等への掲載時期等との関係に留意し、利用者の権利利益を害することがないように取り扱う。

#### ア 提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

上記1により提出された統計又は統計的研究の成果を公表することを原則とするが、提出された統計のファイルの容量、統計的研究の成果の内容（偏見を助長するおそれがあるなど）等に鑑み、提出された統計等をそのまま公表することが適当でないと判断される場合には、その概要を公表することとして差し支えない。

#### イ 統計又は統計的研究の成果に関連する事項

統計の作成又は統計的研究の実施に当たって利用した匿名データに係る統計調査の名称、年次、その他の当該匿名データを特定するために必要な事項を公表する。

また、匿名データを用いた統計の作成の方法又は統計的研究の方法を確認するため、提供機関が特に必要と認めた事項を公表する。具体的な事項としては、例えば、サンプルデータにおける推計手法や分析手法など当該統計の作成等の再現に必要な情報の提供を求め、これを公表することなどが想定される。

#### ウ 研究成果等の公表状況

提出された統計又は統計的研究の成果の全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日を公表する。

### (2) 提供申出者による研究成果等の公表

#### ア 成果の公表

① 直接の利用目的が学術研究、教育若しくはデジタル社会形成統計利活用事業の場合又は国際比較統計利活用事業であって我が国が加盟して

### いる国際機関が利用する場合

提供申出者は、匿名データを利用して行った学術研究の成果、教育若しくはデジタル社会形成統計利活用事業の内容又は国際比較統計利活用事業の結果を提供申出書に記載した方法及び公表時期に基づき公表する。

また、当該公表に際しては、匿名データを基に提供申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等である旨を明記し、提供機関が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

〔例：統計法（平成19年法律第53号）に基づき、〇〇省（又は統計センター）から提供を受けた「〇〇調査」（〇〇省）に関する匿名データの提供を基に、独自に作成・加工したものである。〕

なお、提供申出時点では、学会誌の投稿等を予定していたが、匿名データの利用期間終了時点において、論文審査中であることなどの理由により、提供申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができない場合、報告書に今後の予定（見通し）を記載するとともに、公表方法が明らかになり次第、改めて提供機関等に連絡する。

### ② 国際比較統計利活用事業であって国際比較統計を作成し提供する場合

提供申出者は、匿名データを利用して作成した国際比較統計の提供回数等の利用状況について、提供機関等が定める期間ごとに提供申出書に記載した方法により公表を行う。

### イ 成果が公表できない場合の取扱い

提供申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止などにより学術研究の成果を公表できない場合は、研究等の状況（概要）及び公表できない理由を報告書により提供機関等へ報告する。

また、提供申出書に記載した公表方法で公表されなかった統計等の成果の利用は、公益性を提供の理念とした法の趣旨に反することから認めないものとする。

なお、このような利用をした場合、下記3の匿名データの不適切利用に該当することとなる。

## 3 匿名データの不適切利用への対応

### (1) 基本的な考え方

匿名データの利用者は、法第42条及び法第43条第2項の規定に基づき、適正管理義務及び目的外利用の禁止が課されており、当該匿名データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者は、法第61条第

3号の規定により罰則が科されることとなる。

また、提供機関等は、利用者が匿名データの提供条件（利用規約）に反する行為を行った場合又は反する行為が疑われる場合、事実関係を確認した上で必要に応じ提供の取消しや一定期間の利用停止等の措置を講ずるものとする。

## (2) 総務省及びその他提供機関等との連携

提供機関等は、匿名データの利用者が法令違反又はその他の契約違反を行ったと判断した場合、提供の取消しや利用停止等の措置を講ずることを決定した場合又はその他必要と判断した場合には、その内容や対応状況を総務省に連絡する。

総務省は、提供機関等から違反行為に関する連絡を受けた場合、その他の提供機関等に対し、当該連絡事項及び利用停止等に関する情報の提供を行い、原則として全ての提供機関等において同様の対応が行われるよう必要な措置を講ずる。

なお、統計センターが匿名データの提供に関する事務を受託している場合、提供機関を通じて総務省に連絡を行う。

## (3) 不適切利用の類型及び取扱い

提供機関等は、次のような法令又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為に対して、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、法に基づく罰則の適用を検討することに加え、当該行為の内容に応じて、再発防止策や一定期間の利用停止等の必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 期限までに匿名データの返却等を行わないこと（返却等が行われるまで他の匿名データの提供禁止及び返却等の日以降、返却等の遅延期間に相当する期間の提供禁止）
- ・ 承諾された利用環境以外の下で匿名データの利用を行うこと（1か月以上6か月以内の提供禁止）
- ・ 匿名データを紛失すること（1か月以上6か月以内の提供禁止）
- ・ 匿名データの内容を漏えいすること（1か月以上12か月以内の提供禁止）
- ・ 承諾された利用目的以外の利用を行うこと（1か月以上12か月以内の提供禁止）
- ・ 正当な理由なく、作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は匿名データに係る管理簿を提出しないこと（提出が行われるまで他の匿名データの提供禁止）
- ・ 正当な理由なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しないこと（公表が行われるまで他の匿名データの提供禁止）
- ・ その他制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと

(上記を参考に当該行為の内容に応じた提供禁止)

#### (4) 他の調査票情報の二次的利用との連携

提供機関等は、法第33条第1項及び法第33条の2第1項に基づく調査票情報の提供並びに法第34条第1項に基づく委託による統計の作成等において、法令又は契約違反等により一定期間の利用停止等の措置が講じられている場合、同様の期間、当該措置が講じられている範囲の者に対して匿名データの提供を行わないものとする。

#### (5) 公益通報者保護法の適用

法は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、同法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関<sup>(注5)</sup>は、公益通報者保護法、関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

(注5) 独立行政法人は、公益通報者保護法第2条第4項の「行政機関」には含まれない点に留意。

### 4 総務省及び統計委員会に対する報告

提供機関等は、法第55条に基づく総務大臣からの求めに応じ、毎年度、匿名データの提供状況を取りまとめ、総務省に報告を行う。

また、総務省は、提供機関から報告を受けた匿名データの提供状況を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。

なお、総務省は、提供機関等と同様に提供申出者の秘密の保全に留意し、情報の管理を適切に行う。

附 則

令和元年6月27日付けで改正された本ガイドラインは、令和元年7月1日から施行する。

附 則

令和2年12月25日付けで改正された本ガイドラインは、令和3年1月1日から施行する。

附 則

令和3年8月31日付けで改正された本ガイドラインは、令和3年9月1日から施行する。ただし、デジタル社会形成基本法第37条第1項の規定によるデジタル社会の形成に関する重点計画の作成の日以後に申出をする匿名データの提供の依頼について適用し、同日前に申出をする匿名データの提供の依頼については、なお従前の例による。

附 則

令和4年3月3日付けで改正された本ガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和5年6月16日付けで改正された本ガイドラインは、同日から施行する。

附 則

令和6年10月10日付けで改正された本ガイドラインは、同日から施行する。

附 則

令和6年11月21日付けで改正された本ガイドラインは、令和6年12月2日から施行する。ただし、第1総則中「第38条」を「第39条」に改める改正規定は、令和6年11月21日から施行する。

【添付資料一覧】

(別紙)

別紙 匿名化処理の技法

(別記様式)

- 別記様式第1号 匿名データの作成方針
- 別記様式第2号 匿名データの審査表
- 別紙様式第3号 匿名データの提供申出書【雛形】
- 別記様式第4号 依頼書
- 別記様式第5号 匿名データに係る管理簿
- 別記様式第6-1号 匿名データの提供申出に対する承諾通知書【雛形】
- 別記様式第6-2号 匿名データの提供申出に対する不承諾通知書【雛形】
- 別記様式第7号 匿名データの提供等利用規約【雛形】
- 別記様式第8号 匿名データの利用に係る誓約書【雛形】
- 別記様式第9号 所属等変更届出書【雛形】
- 別記様式第10号 提供申出書の記載事項変更申出書【雛形】
- 別記様式第11-1号 提供申出書の記載事項変更に係る承諾通知書【雛形】
- 別記様式第11-2号 提供申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書【雛形】
- 別記様式第12号 報告書

## 匿名化処理の技法

## ① 識別情報の削除

対応関係を特定する危険性の高い識別情報である、世帯や居住地を直接的に特定できるような情報（氏名、住所、世帯員数、性別、住宅の大きさ等）を削除する方法である。

## ② ミクロデータのソート（配列順の並べ替え）

マイクロデータの配列順を並べ替えることでランダムにし、対応関係を探り出すことができないようにする方法である。

## ③ 識別情報のトップ（ボトム）・コーディング

対応関係を特定できる可能性が高くなる特殊な属性を、まとめる方法である。例えば、100歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が10人いる世帯の数は少ないことから、対応関係が特定しやすくなるので、特に大きい値や小さい値を「〇〇以上」、「〇〇以下」というようにまとめること。海外では、トップ（ボトム）・コーディングに当たっての閾値を対象全体の0.5%としている例などがある。

## ④ 識別情報のリコーディング

特定の値をグループ分けして階級区分等に変更する方法である。例えば、年齢を例にすると、22歳ではなく、21歳から25歳とする方法である。また、市町村コードなどの地域情報の場合は、外部の者にも把握しやすい情報であること、対応関係を調べなくてはならないデータの範囲を限定できることなどから特に注意が必要となる。海外では、人口10万人未満の地域区分は提供しないなどの基準が設けられている例などがある。

## ⑤ リサンプリング（サンプリング）

マイクロデータを全て提供するのではなく、そこから抽出した一部のマイクロデータだけを提供する方法である。この方法によれば、提供するマイクロデータが少なくなるので、対応関係を特定できる可能性を低下させることができる。

また、特定できたとの主張に対し、特定できたと考えることが適当ではないと主張する方法でもある。

## ⑥ スワッピング

任意の2つの調査単位の間で、一部の調査事項の値を入れ替える方法である。

## ⑦ 誤差の導入

マイクロデータの一部の調査事項（識別情報又は秘密の情報自体）に誤差を導入する方法である。誤差を加える方法としては、乱数による誤差の付加（random noise）、ブランク（blank）への置換え又は補定（imputation）などがある。

## 匿名データの作成方針

－初めて匿名データの作成を行う統計調査の場合－

## 1 基本的な考え方

## 【記載例】

本調査の匿名データ化については、これまでの統計委員会における審議や統計研究研修所における支援の実績等を踏まえて策定された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」を参考としつつ、本調査の特徴を踏まえて所要の匿名化処理を講じる。

## 2 作成する匿名データの構成概要

## 【記載例】

本調査に対する利用ニーズ、調査体系の特性を活かし、世帯又は個人単位の以下の匿名データを作成する。

調査本体の標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの標本の大きさ
約〇〇万世帯	〇〇%	約〇万世帯

## 3 適用する匿名化処理

## 【記載例】

本調査では、調査票情報に対して、以下の匿名化処理を適用する。

## (1) リサンプリング

「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」を踏まえ、リサンプリング率〇〇%を目安としてリサンプリングを行う。リサンプリングは、《リサンプリングの方法を記載(例：地域区分による層化を行ったのち、世帯を単位としてまとめた上で等確率抽出により、世帯を単位とするリサンプリング率が約〇〇%になるようにする。)》

## (2) 識別情報

以下の秘匿措置を講じるほか、出現数が少なく個体識別リスクが考えられるレコードは削除する(詳細は、別添「匿名データの作成に係る審査表」を参照)。

## ア 世帯人員

世帯人員が多人数である世帯のレコードは削除する。

## イ 地域区分

匿名化処理基準を踏まえ「3大都市」と「3大都市以外」の2区分

## ウ 年齢

個人の年齢は、15歳未満は各歳、15歳以上は5歳階級でグルーピングとするとともに、高齢者についてはしきい値基準に基づきトップコーディングを行う。

## エ 所得

所得総額等は世帯総額のみをトップコーディングし、その内訳情報は削除する。

## オ その他

これら以外にも、リスク低減のため、レコードの削除、トップ又はボトムコーディング、リコーディング、乱数によるレコード順の並び替え等、必要な措置を行う。

また、トップ又はボトムコーディング、リコーディングに当たっては、利便性を考慮するとともに、統計調査の本体集計の結果表章に用いられる分類を参考とする。

## 4 提供予定時期

〇〇年〇月



## 匿名データの作成方針

－匿名データの年次追加を行う統計調査の場合－

### 1 基本的な考え方

#### 【記載例】

本調査の匿名データ化については、これまでの統計委員会における審議や統計研究研修所における支援の実績等を踏まえて策定された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下「匿名化処理基準」という。）に沿った匿名化処理を講じる。ただし、社会情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

### 2 作成する匿名データの構成概要

#### 【記載例】

今まで作成を行ってきた〇〇〇〇調査に係る匿名データと同様に、以下の匿名データを作成する。

調査本体の標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの標本の大きさ
約〇〇〇万世帯	〇〇%	約〇万世帯

### 3 適用する匿名化処理

#### 【記載例】

本調査では、匿名化処理基準に沿った匿名化処理を適用する。

なお、新規の調査項目及び社会情勢の変化等による変更点は以下のとおりである。

#### (1) 新規の調査項目

- ① 就業期間：50年以上は50年でトップコーディング（1%のしきい値基準）

#### (2) 社会情勢の変化等

- ① 世帯人員が多い世帯の削除

8人以上の世帯の割合が減少したため、9人以上を8人以上に引き下げ（しきい値基準）

- ② 年齢のトップコーディング

人口高齢化により85～89歳の割合が増加したため、85歳以上を90歳以上に引き上げ（しきい値基準）

- ③ 年収額のトップコーディング

1200万円以上の割合が減少したため、1200万円以上を1100万円以上に引き下げ（しきい値基準）

### 4 提供予定時期

〇〇年〇月

匿名データの審査表

統計調査名		適用する匿名化処理基準		調査の変更等	処理方法	検証結果 (統計研究研修所記入欄)
匿名化処理の内容等	番号	前回調査(〇〇年)	今回調査(〇〇年)			
提供項目等	適用する匿名化処理基準			調査の変更等	処理方法 ○:そのまま提供 △:匿名化を講じて提供 ×:提供しない —:調査なし	検証結果 (統計研究研修所記入欄)
	番号	前回調査(〇〇年)	今回調査(〇〇年)			

(注1) 調査実施前の場合は「処理方法」欄に前回調査の処理方法を記載する。  
 (注2) 記載例を参考に必要な事項を記載し欄を追加する。

匿名データの審査表

統計調査名	〇〇調査			調査の変更等	処理方法	検証結果 (統計研究研修所記入欄)
	番号	前回調査(〇〇年)	今回調査(〇〇年)			
リサンプリング	II 2	・各統計調査において、調査方法を考慮し抽出した調査票情報の一部を提供	変更なし		・世帯単位に80%を抽出	
データの並び替え	I 1(3)ア	・実査の際に付与される調査票情報の配列順の並び替えを検討	変更なし			
世帯・個人識別情報の匿名化	I 1(2)ア	・世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯の削除を検討	変更なし		・一般世帯については、累積の出現する割合が設定したしきい値を超えた人員のいる世帯を削除 ・施設等の世帯については、世帯人員は提供しない	
関連する外部情報		なし	変更なし			
しきい値		別途定める	変更なし			
提供項目等	適用する匿名化処理基準			調査の変更等	処理方法 ○:そのまま提供 △:匿名化を講じて提供 ×:提供しない ー:調査なし	検証結果 (統計研究研修所記入欄)
	番号	前回調査(〇〇年)	今回調査(〇〇年)			
市区町村コード	II 1	・各統計調査において、提供する地域を決定	変更なし		△ ・人口50万人以上の市区のみ	
調査区番号	I 1(1)イ	・調査対象が特定できる調査事項等は提供しない	変更なし		× ・提供しない	
世帯番号	I 1(3)ア	・調査票情報の配列順の並び替えを検討	変更なし		△ ・抽出した世帯を世帯単位でランダムに並び替え	
性別	I 2(2)ア	・構成割合又は度数の分布状況により、設定したしきい値を下回る場合には、リコーディング	変更なし		○	
年齢	I 2(1)ア	・累積の構成割合又は度数の分布状況から、設定したしきい値により上限(下限)値を決定し、トップ(ボトム)コーディングを検討	変更なし		△ ・上限値によりトップコーディング	
住宅の建て方	I 2(1)イ	・構成割合又は度数の分布状況により、リコーディング(階級区分)を検討	変更なし	・調査員記入項目から、報告者の回答事項に変更	○	
建物全体の階数	I 2(2)ア	・構成割合又は度数の分布状況により、設定したしきい値を下回る場合には、リコーディング	変更なし		△ ・階級区分を設定しリコーディング	
雇用形態	I 2(2)ア	・構成割合又は度数の分布状況により、設定したしきい値を下回る場合には、リコーディング	変更なし		○	
産業分類	I 2(2)ア	・構成割合又は度数の分布状況により、設定したしきい値を下回る場合には、リコーディング	変更なし		△ ・「A農業、林業」及び「B漁業」をリコーディング	
乗率	I 1(3)イ	・集計用乗率(還元倍率)の再付与	変更なし		△ ・調査区符号が判明する場合は補正。リサンプリング率も反映	

(注1) 調査実施前の場合は「処理方法」欄に前回調査の処理方法を記載する。

(注2) 記載例を参考に必要な事項を記載し欄を追加する。

匿名データの作成に係る匿名化処理基準との対応表

匿名化処理基準 (統計研究研修所記入欄)		〇〇調査 (統計研究研修所記入欄)												
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>												
			<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>										
		<table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>												
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>												
			<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>										
		<table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>												

  |

(注) 匿名化処理基準に合わせて必要に応じ欄を追加する。

匿名データの作成に係る匿名化処理基準との対応表

匿名化処理基準 (統計研究研修所記入欄)		〇〇調査 (統計研究研修所記入欄)
1 〇〇	(1) 提供しない調査事項等	
	ア 提供しない調査事項等 [ ]	・ 氏名 ・ 出生の年月
	イ 調査対象が特定できる調査事項等 [ ]	・ 調査区番号
	ウ 現住居以外の地域に関する調査事項等 [ ]	
	エ 直近の災害等に関する調査事項 [ ]	
	(2) 調査対象の削除	
	ア 〇〇に関する削除処理 [ ]	
	イ 〇〇に関する削除処理 [ ]	
	ウ 〇〇に関する削除処理 [ ]	

(注) 匿名化処理基準に合わせて必要に応じ欄を追加する。

文 書 番 号

〇〇〇年〇月〇日

(行政機関の長等) 殿

提供申出者

匿名データの提供について (申出)

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第36条第1項の規定に基づき、別紙のとおり匿名データの提供の申出を行います。

別記様式第3号別紙（学術研究）

【 公的機関の場合 】

（提供申出者が公的機関の場合（規則第33条第1項第4号により公的機関とみなされた場合を含む。）は、本欄に記載する。）			
当該公的機関の名称			
担当部局又は機関の名称			
所在地	〒		
連絡先担当者の所属、職名			
連絡先担当者氏名(フリガナ)			
連絡先(電話番号)		連絡先 (e-mail)	

【 法人等の場合 】

（提供申出者が法人等の場合は、本欄に記載する。）			
当該法人等の名称			
住所	〒		
代表者又は管理人の職名			
代表者又は管理人氏名 (フリガナ)			
連絡先担当者の所属、職名			
連絡先担当者氏名 (フリガナ)			
連絡先(電話番号)		連絡先(e-mail)	

【 個人の場合 】

（提供申出者が個人の場合は、本欄に記載する。）			
職業、所属、職名			
氏名(フリガナ)		生年月日	
住所	〒		
連絡先(電話番号)		連絡先(e-mail)	

【 代理人 】

（代理人に委任する場合は、本欄に記載する。）			
職業、所属、職名			
氏名(フリガナ)		生年月日	
住所	〒		
連絡先(電話番号)		連絡先(e-mail)	

1 匿名データの名称、年次及びファイル数	名称	年次	ファイル数
	(当該匿名データを特定するために必要な事項)		
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的 (□学術研究)		
	① 学術研究の名称		
	② 学術研究の必要性		
	③ 学術研究の内容、匿名データを利用する手法及び当該データを利用して作成する統計等の内容		
	④ 学術研究の実施期間及び匿名データの利用期間		
	(2) その他の利用目的		
	①		
	②		
	③		
	<input type="checkbox"/> 上記(1)及び(2)における利用は、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないことを確認 <input type="checkbox"/> 確認した場合、 <input type="checkbox"/> を選択する。		



(3) 成果の公表方法

論文  
(公表の方法 時期 年 月 )

報告書  
(公表の方法 時期 年 月 )

学会、研究会等で発表  
(学会、研究会等の名称： 時期 年 月 )

学会誌等に掲載  
(学会誌等の名称： 時期 年 月 )

その他 具体的な公表方法：  
{
  
  
  
  
  
  
  
  
}
  
時期 年 月

※ 予定しているもの全てのをチェックし、具体的な内容を記載する。

3 匿名データの  
利用場所及  
び適正管理措  
置の内容

(利用場所)

(適正管理措置の内容)

別紙のとおり

4 匿名データの 利用者の範 囲	氏名	職業	所属・職名	利用場所	※
					<input type="checkbox"/>
※1 提供申出者及 び利用者、委託 する場合の委託 先、その他取扱 者の区分が明確 に分かるように 所属・職名等の 欄に記載する。					<input type="checkbox"/>
※2 集計等の民間 委託を行う場合 はその旨及び委 託先で匿名デー タを扱う者の氏 名、所属等を記 載する。					<input type="checkbox"/>
※3 利用者が多い 場合は、別紙で も可					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>

	<p>※ 匿名データを取り扱う者が以下のいずれにも該当しない場合、上記□にチェックを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計法（平成19年法律第53号）</li> <li>・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</li> </ul> </li> <li>○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</li> <li>○ 法人等であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者がある者</li> <li>○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者</li> <li>○ 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどにより提供禁止となっている者など、行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者</li> </ul>
<p>5 匿名データの提供を受ける方法及び提供希望年月日</p> <p>※ 希望する□を選択する。</p>	<p>(1) 提供媒体</p> <p><input type="checkbox"/> CD-R                      <input type="checkbox"/> DVD-R</p> <p>(2) 提供方法</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送                      <input type="checkbox"/> 直接受取</p> <p>(3) 提供希望年月日</p>
<p>6 提供機関等の設定事項欄</p>	

備考

- 1 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付して差し支えありません。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号別紙（教育）

【 公的機関の場合 】

（提供申出者が公的機関の場合（規則第33条第1項第4号により公的機関とみなされた場合を含む。）は、本欄に記載する。）			
当該公的機関の名称			
担当部局又は機関の名称			
所在地	〒		
連絡先担当者の所属、職名			
連絡先担当者氏名（フリガナ）			
連絡先（電話番号）		連絡先（e-mail）	

【 法人等の場合 】

（提供申出者が法人等の場合は、本欄に記載する。）			
当該法人等の名称			
住所	〒		
代表者又は管理人の職名			
代表者又は管理人氏名（フリガナ）			
連絡先担当者の所属、職名			
連絡先担当者氏名（フリガナ）			
連絡先（電話番号）		連絡先（e-mail）	

【 個人の場合 】

（提供申出者が個人の場合は、本欄に記載する。）			
職業、所属、職名			
氏名（フリガナ）		生年月日	
住所	〒		
連絡先（電話番号）		連絡先（e-mail）	

【 代 理 人 】

（代理人に委任する場合は、本欄に記載する。）			
職業、所属、職名			
氏名（フリガナ）		印	生年月日
住所	〒		
連絡先（電話番号）		連絡先（e-mail）	

1 匿名データの名称、年次及びファイル数	名称	年次	ファイル数
	当該匿名データを特定するために必要な事項		
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的 (□教育)		
	① 学校及び学部学科の名称		
	② 授業科目の名称		
	③ 授業科目の目的及び匿名データを授業科目で利用する必要性		
	④ 授業科目の内容、匿名データを利用する手法及び当該データを利用して作成する統計等の内容		
	⑤ 匿名データを利用する期間及び当該匿名データを授業科目で利用する期間		
	(2) その他の利用目的		
①			
②			
③			
□ 上記(1)及び(2)における利用は、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないことを確認			
※ 確認した場合、□を選択する。			

	<p>(3) 成果の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法： 時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法： 時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 学会、研究会等で発表 (学会、研究会等の名称： 時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称： 時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的な公表方法：  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <div style="text-align: right;">時期 年 月</div> </div> </p> <p>※ 予定しているもの全ての<input type="checkbox"/>をチェックし、具体的な内容を記載する。</p>				
3 匿名データの 利用場所及 び適正管理措 置の内容	<p>(利用場所)</p> <p>(適正管理措置の内容)</p> <p>別紙のとおり</p>				
4 匿名データの 利用者の範 囲	氏 名	職 業	所 属 ・ 職 名	利 用 場 所	※
					<input type="checkbox"/>
※1 提供申出者及 び利用者、委託 する場合の委託 先、その他取扱 者の区分が明確 に分かるように 所属・職名等の 欄に記載する。					<input type="checkbox"/>
※2 集計等の民間 委託を行う場合 はその旨及び委 託先で匿名デー タを扱う者の氏 名、所属等を記 載する。					<input type="checkbox"/>
※3 利用者が多い 場合は、別紙で も可。					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>

	<p>※ 匿名データを取り扱う者が以下のいずれにも該当しない場合、□にチェックを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計法（平成19年法律第53号）</li> <li>・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</li> </ul> </li> <li>○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</li> <li>○ 法人等であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者がある者</li> <li>○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等とその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者</li> <li>○ 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどにより提供禁止となっている者など、行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者</li> </ul>
<p>5 匿名データの提供を受ける方法及び提供希望年月日</p> <p>※ 希望する□を選択する。</p>	<p>(1) 提供媒体</p> <p><input type="checkbox"/> CD-R                      <input type="checkbox"/> DVD-R</p> <hr/> <p>(2) 提供方法</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送                      <input type="checkbox"/> 直接受取</p> <hr/> <p>(3) 提供希望年月日</p>
<p>6 提供機関等の設定事項欄</p>	

備考

- 1 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付して差し支えありません。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号別紙（国際比較統計利活用事業）

【 国際機関の場合 】

（提供申出者が国際機関の場合は、本欄に記載する。）			
当該国際機関の名称			
担当部局又は機関の名称			
所在地	〒		
連絡先担当者の所属、職名			
連絡先担当者氏名（フリガナ）			
連絡先(電話番号)		連絡先 (e-mail)	

【 法人等の場合 】

（提供申出者が法人等の場合は、本欄に記載する。）			
当該法人等の名称			
住所	〒		
代表者又は管理人の職名			
代表者又は管理人氏名 （フリガナ）			
連絡先担当者の所属、職名			
連絡先担当者氏名（フリガナ）			
連絡先(電話番号)		連絡先(e-mail)	

【 代 理 人 】

（代理人に委任する場合は、本欄に記載する。）			
職業、所属、職名			
氏名（フリガナ）	印	生年月日	
住所	〒		
連絡先(電話番号)		連絡先(e-mail)	

1 匿名データの名称、年次及びファイル数	名称	年次	ファイル数
	当該匿名データを特定するために必要な事項		
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的		
	<input type="checkbox"/> 我が国が加盟している国際機関での国際比較統計の作成等 <input type="checkbox"/> 我が国が加盟している国際機関以外であり、国際比較統計を作成し、これを提供 ※いずれかを選択する。		
	① 事業の名称		
	② 事業の必要性		
	③ 事業の内容		
	④ 匿名データを利用して作成する統計等の内容（我が国が加盟している国際機関の場合）		
⑤ 事業の実施期間			



	<p>⑥ 外国政府等から提供を受けている調査票情報の内容及び当該調査票情報の提供元の外国政府等の名称（我が国が加盟している国際機関以外の場合）</p>
	<p>⑦ 公的機関等又は外国政府等から受けている支援の内容及び当該支援の提供元の公的機関等又は外国政府等の名称（我が国が加盟している国際機関以外の場合）</p>
	<p>(2) その他の利用目的</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p><input type="checkbox"/> 上記（1）及び（2）における利用は、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないことを確認</p> <p>※ 確認した場合、<input type="checkbox"/>を選択する。</p>
	<p>(3) 成果（国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況）の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文 （方法： 時期 年 月 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 （方法： 時期 年 月 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 学会、研究会等で発表 （学会、研究会等の名称： 時期 年 月 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 （学会誌等の名称： 時期 年 月 ）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的な公表方法：  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">時期 年 月</p> </div> </p> <p>※ 予定しているもの全ての<input type="checkbox"/>をチェックし、具体的な内容を記載する。</p>

<p>3 匿名データの 利用場所及 び適正管理措 置の内容</p>	<p>(利用場所)</p> <p>(適正管理措置の内容)</p> <p>別紙のとおり</p>				
<p>4 匿名データの 利用者の範 囲</p> <p>※1 提供申出者及 び利用者、委託 する場合の委託 先、その他取扱 者の区分が明確 に分かるように 所属・職名等の 欄に記載する。</p> <p>※2 集計等の民間 委託を行う場合 はその旨及び委 託先で匿名デー タを扱う者の氏 名、所属等を記 載する。</p> <p>※3 利用者が多い 場合は、別紙で も可。</p>	氏名	職業	所属・職名	利用場所	※
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
	<p>※ 匿名データを取り扱う者が以下のいずれにも該当しない場合、□にチェック を記載する。</p> <p>○ 以下に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以 上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から起算して5年を経過しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計法（平成19年法律第53号）</li> <li>・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</li> </ul> <p>○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号） 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経 過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>○ 法人等であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者がある者</p> <p>○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事 させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者</p> <p>○ 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどによ り提供禁止となっている者など、行政機関の長又は指定独立行政法人等が認 めた者</p>				
<p>5 匿名データの 提供を受ける方 法及び提供希望 年月日</p> <p>※ 希望する□を選 択する。</p>	<p>(1) 提供媒体</p> <p><input type="checkbox"/> CD-R                      <input type="checkbox"/> DVD-R</p> <p>(2) 提供方法</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送                      <input type="checkbox"/> 直接受取</p> <p>(3) 提供希望年月日</p>				

6 提供機関等 の設定事項欄	
-------------------	--

備考

- 1 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付して差し支えありません。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号別紙（デジタル社会形成統計利活用事業）

【 公的機関の場合 】

（提供申出者が公的機関の場合（規則第33条第1項第4号により公的機関とみなされた場合を含む。）は、本欄に記載する。）			
当該公的機関の名称			
担当部局又は機関の名称			
所在地	〒		
連絡先担当者の所属、職名			
連絡先担当者氏名（フリガナ）			
連絡先（電話番号）		連絡先（e-mail）	

【 法人等の場合 】

（提供申出者が法人等の場合は、本欄に記載する。）			
当該法人等の名称			
住所	〒		
代表者又は管理人の職名			
代表者又は管理人氏名（フリガナ）			
連絡先担当者の所属、職名			
連絡先担当者氏名（フリガナ）			
連絡先（電話番号）		連絡先（e-mail）	

【 個人の場合 】

（提供申出者が個人の場合は、本欄に記載する。）			
職業、所属、職名			
氏名（フリガナ）	印	生年月日	
住所	〒		
連絡先（電話番号）		連絡先（e-mail）	

【 代理人 】

（代理人に委任する場合は、本欄に記載する。）			
職業、所属、職名			
氏名（フリガナ）	印	生年月日	
住所	〒		
連絡先（電話番号）		連絡先（e-mail）	

1 匿名データの名称、年次及びファイル数	名称	年次	ファイル数
	当該匿名データを特定するために必要な事項		
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的 (□デジタル社会形成基本法に基づく特定公共分野)		
	① 該当する特定公共分野		
	② 統計の作成等が国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資する旨及びその具体的な内容		
	③ 匿名データを用いて行う事業の名称及び必要性		
	④ 匿名データを利用して作成する統計等の内容		
⑤ 匿名データの利用期間			

	<p>(2) その他の利用目的</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(1)及び(2)における利用は、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないことを確認</p> <p>※ 確認した場合、<input type="checkbox"/>を選択する。</p>				
	<p>(3) 成果（匿名データを利用して行った事業等の内容）の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法： 時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法： 時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 学会、研究会等で発表 (学会、研究会等の名称： 時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称： 時期 年 月 )</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的な公表方法：  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">          </div> 時期 年 月 )</p> <p>※ 予定しているもの全ての<input type="checkbox"/>をチェックし、具体的な内容を記載する。</p>				
3 匿名データの 利用場所及 び適正管理措 置の内容	<p>(利用場所)</p>        <p>(適正管理措置の内容)</p> <p>別紙のとおり</p>				
4 匿名データの 利用者の範 囲	氏名	職業	所属・職名	利用場所	※
※1 提供依頼申出 者及び利用者、 委託する場合の 委託先、その他					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>

<p>取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載する。</p> <p>※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを扱う者の氏名、所属等を記載する。</p> <p>※3 利用者が多い場合は、別紙でも可。</p>					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
<p>※ 匿名データを取り扱う者が以下のいずれにも該当しない場合、<input type="checkbox"/>にチェックを記載する。</p> <p>○ 以下に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計法（平成19年法律第53号）</li> <li>・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</li> </ul> <p>○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>○ 法人等であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者がある者</p> <p>○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者</p> <p>○ 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどにより提供禁止となっている者など、行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者</p>					
<p>5 匿名データの提供を受ける方法及び提供希望年月日</p> <p>※ 希望する<input type="checkbox"/>を選択する。</p>	<p>(1) 提供媒体</p> <p><input type="checkbox"/> CD-R                      <input type="checkbox"/> DVD-R</p>				
	<p>(2) 提供方法</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送                      <input type="checkbox"/> 直接受取</p>				
	<p>(3) 提供希望年月日</p>				
<p>6 提供機関等の設定事項欄</p>					

備考

- 1 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付して差し支えありません。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 匿名データの適正管理措置の内容

※該当する全ての事項について□をチェックする。

## 【公的機関等又は法人等の場合】

区分	匿名データを適正に管理するために必要な措置として講ずる内容
組織的管理措置	<input type="checkbox"/> 匿名データの適正管理に係る基本方針を定めること（公的機関等を除く）。 <input type="checkbox"/> 匿名データの適正管理に関する考え方、関係法令や規程等を遵守することなどを盛り込んだ内容
	<input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。 <input type="checkbox"/> 適正管理に関する責任者を配置、取り扱う者の権限等を匿名データに係る管理簿に記載
	<input type="checkbox"/> 匿名データに係る管理簿を整備すること。 <input type="checkbox"/> 別途様式を指定
	<input type="checkbox"/> 匿名データの適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。 <input type="checkbox"/> 組織的、人的、物理的及び技術的管理措置の内容を盛り込んだ規程を策定・周知。当該規程の実施状況等を適宜、把握・分析の上で評価。必要な改善策を実施
人的管理措置	<input type="checkbox"/> 匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。 <input type="checkbox"/> 事故等発生時に組織として状況を把握し、被害拡大の防止や再発防止策等を講ずることが可能な体制を整備
	<input type="checkbox"/> 法人等の場合、匿名データを取り扱う者が欠格事由に該当しないこと。 <input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。 <input type="checkbox"/> 匿名データの適正な取扱いに関する法令の理解と遵守の徹底が図られるよう、関係法令や規程等の内容について適切な教育及び訓練を実施など
物理的管理措置	<input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う区域を特定すること。 <input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。 <input type="checkbox"/> 利用場所を施錠可能な場所に限定し、匿名データ利用時の入退室管理を実施など
	<input type="checkbox"/> 匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。 <input type="checkbox"/> 利用場所（ファイルの保管を含む。）の施錠管理、記録媒体は施錠可能なキャビネット等に保管、電子計算機のワイヤー等による固定など
	<input type="checkbox"/> 匿名データを削除し、又は匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。 <input type="checkbox"/> 専用ツールを用いたデータの削除、記録媒体等の物理的な破壊など
技術的管理措置	<input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う電子計算機等において当該匿名データを処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。 <input type="checkbox"/> 電子計算機等に識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策等を実施など
	<input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。 <input type="checkbox"/> 電子計算機等にコンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等を実施
	<input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。



区分	匿名データを適正に管理するために必要な措置として講ずる内容
	〔 オフラインによる集計作業等の実施、作業後は当該電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させないことなど 〕

**【公的機関等又は法人等以外の者の場合】**

区分	匿名データを適正に管理するために必要な措置として講ずる内容
物理的管理措置	<input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う区域を特定すること。 <input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。 〔 利用場所を施錠可能な場所に限定し、匿名データ利用時の入退室管理を実施など 〕
	<input type="checkbox"/> 匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。 〔 利用場所（ファイルの保管を含む。）の施錠管理、記録媒体は施錠可能なキャビネット等に保管、電子計算機のワイヤー等による固定など 〕
	<input type="checkbox"/> 匿名データを削除し、又は匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。 〔 専用ツールを用いたデータの削除、記録媒体等の物理的な破壊など 〕
技術的管理措置	<input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う電子計算機等において当該匿名データを処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。 〔 電子計算機等に識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策等を実施など 〕
	<input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。 〔 電子計算機等にコンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等を実施 〕
	<input type="checkbox"/> 匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。 〔 オフラインによる集計作業等の実施、作業後は当該電子計算機に匿名データ及び中間生成物を残留させないことなど 〕
その他の管理措置	<input type="checkbox"/> 匿名データの提供を受けた者が、匿名データの適正管理に関して相当の経験を有する、又はそれと同等以上の能力を備えること。 〔 過去に調査票情報又は匿名データの提供を受けて適正に管理し、統計の作成等を行った経験を有すること、その他の個別情報を適正に管理し、研究分析等を行った経験を有することなど 〕
	<input type="checkbox"/> 匿名データに係る管理簿を整備すること。 〔 別途様式を指定 〕
	<input type="checkbox"/> 匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること。 〔 事故発生時の状況把握、提供機関等への迅速な報告、被害拡大の防止措置等を実施など 〕

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第36条関係)

年 月 日

殿

所属及び職名  
氏 名  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先e-mail

年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの第36条提供申出書のとおり、統計法第36条第1項の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼します。匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本国の法令及び が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

記

- 1 匿名データの名称、年次等
- 2 匿名データの利用目的
- 3 提供希望年月日
- 4 利用期間 年 月 日まで
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法 ア 収入印紙による納付 イ 行政機関の長、指定独立行政法人等、独立行政法人統計センターがあらかじめ定めるア以外の方法
- 7 公表関係(統計法第36条第2項の規定により準用する同法第33条第2項の規定によるもの)  
次表の各公表事項について本依頼に係る公表内容を記載してください。

公表事項	公表内容
① 匿名データの提供を受けた者の氏名又は名称	
② 提供した匿名データに係る統計調査の名称	1と同じ
③ 匿名データの提供を受けた者(個人に限る。)の職業、所属その他の当該者に関する事項	
④ 匿名データの利用目的	2と同じ

※ 上記以外の公表事項の「匿名データを提供した年月日」は、3の提供希望年月日ではなく、実際に提供した年月日とする。

- 8 規則第35条関係  
次表の各事項に該当する場合にそれぞれの□にチェック(☑)を付けてください。

事項	該当する場合にチェックを付けてください
① 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない	□
② 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられている	□
③ 規則第35条第2項第1号に該当しない者である	□
④ 規則第35条第2項第2号に該当しない者である	□
⑤ 規則第35条第2項第3号に該当しない者である	□
⑥ 規則第35条第2項第4号に該当しない者である	□

1から8までの記載内容に係る匿名データの提供についての詳細は、年 月 日付けの第36条提供申出書及び添付書類のとおりです。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の  
収入印紙を貼り、  
消印しないこと

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 匿名データに係る管理簿

管理番号	1. 提供を受けた匿名データの内容														
	所管府省	匿名データの名称	年次	ファイル数	受領年月日	提供媒体	返却期限								
1	2. 利用者の範囲							3. 利用状況							
	利用者の氏名 (管理責任者は◎)	所属・職名	委託の有無	匿名データの取扱いに関する権限			業務	利用場所（保管場所）	利用開始日	複製年月日	複製データの利用場所	複製データの保管場所	利用終了日	複製データの 廃棄年月日	中間生成物の 廃棄年月日
				利用	保管	複製									

管理番号	1. 提供を受けた匿名データの内容														
	所管府省	匿名データの名称	年次	ファイル数	受領年月日	提供媒体	返却期限								
2	2. 利用者の範囲							3. 利用状況							
	利用者の氏名 (管理責任者は◎)	所属・職名	委託の有無	匿名データの取扱いに関する権限			業務	利用場所（保管場所）	利用開始日	複製年月日	複製データの利用場所	複製データの保管場所	利用終了日	複製データの 廃棄年月日	中間生成物の 廃棄年月日
				利用	保管	複製									

管理番号	1. 提供を受けた匿名データの内容														
	所管府省	匿名データの名称	年次	ファイル数	受領年月日	提供媒体	返却期限								
3	2. 利用者の範囲							3. 利用状況							
	利用者の氏名 (管理責任者は◎)	所属・職名	委託の有無	匿名データの取扱いに関する権限			業務	利用場所（保管場所）	利用開始日	複製年月日	複製データの利用場所	複製データの保管場所	利用終了日	複製データの 廃棄年月日	中間生成物の 廃棄年月日
				利用	保管	複製									

## 匿名データの提供申出に対する承諾通知書

文 書 番 号  
年 月 日

提供申出者 殿

行政機関の長等

年 月 日付け匿名データの提供に係る申出について、下記の内容にて承諾します。また、匿名データの提供に当たっての利用条件（利用規約）は別紙のとおりです。

### 記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次等
- 2 匿名データの利用目的
- 3 提供予定時期
- 4 利用期間
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法
- 7 手数料の納付期限及び依頼書の提出期限

上記の内容に合意の上、匿名データの提供を依頼する場合は、年 月 日までに、統計法施行規則第34条第2項に基づき作成した依頼書及び必要な書類の提出並びに統計法施行令第12条第4項の規定により指定された納付方法による手数料の納付を定められた期限までに行ってください。なお、納付された手数料は原則として返却しません。上記納付期限までに依頼書及び必要な書類の提出並びに手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

匿名データの提供申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号  
年 月 日

提供申出者 殿

行政機関の長等

年 月 日付け匿名データの提供に係る申出について、下記の理由により承諾できないので、その旨通知します。

記

1

2

3

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 匿名データの提供等利用規約

平成 年 月 日  
〇 〇 省 〇 〇 決 定

### (総則)

- 第1条 匿名データの提供を依頼しようとする者（以下「提供申出者」という。）及び当該申出により匿名データを取り扱う全ての者（以下「利用者」という。）並びに匿名データの提供を行う〇〇省（以下「提供者」という。）は、この規約に基づき、依頼書等（匿名データの提供に係る提供申出書及び添付書類並びに匿名データの提供を求める依頼書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この規約及び依頼書等を内容とする利用契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 提供申出者は、匿名データの提供を求める依頼書を提出するとともに、提供者が匿名データ提供のための作業に要する実費を勘案し決定した手数料の額を、承諾通知書に記載する方法により納付するものとし、提供者は、匿名データの提供を求める依頼書に記載された匿名データを貸与するものとする。
- 3 匿名データを提供するために必要な一切の手段については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。
- 4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して利用者と提供者で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

### (管理)

- 第2条 利用者は、提供を受けた匿名データを提供者に返却するまで、法令及び依頼書等にとり善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。
- 2 前項の規定は匿名データを用いて生成した中間生成物についても同様とする。

### (利用の制限)

- 第3条 利用者は、匿名データの利用に当たり、次の各項に掲げる制限を受けるものとする。
- 一 匿名データは依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと。
  - 二 匿名データを用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究等を行わないこと。

### (作業委託)

- 第4条 提供申出者は、匿名データを利用した統計の作成又は統計的研究を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託事業者等に行わせる場合には、当該受託事業者等が行う匿名データを適正に管理するための措置について事前に確認を行うとともに、当該受託事業者等に対する必要かつ適切な監督を行い、作業終了後は速やかに匿名データ及び中間生成物を返却又は消去させなければならないものとする。
- 2 前項の受託事業者等による再委託は、提供者が認めた場合を除き、認めないものとする。

(依頼書等の変更)

第5条 利用者は、自己の都合により、提供の承諾を受けた利用目的及び利用要件の範囲内において、履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、提供申出者を通じて提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。

2 利用者は、依頼書等の記載内容に虚偽、不実があったことにより、提供者が理由を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。

3 前2項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(欠陥及び障害等)

第6条 利用者は、匿名データの提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無等について確認を行うものとし、確認の結果、読み取りエラー等の物理的障害を発見したときは、提供申出者を通じて直ちに提供者に申出を行うものとする。

2 前項において、利用者はデータの受取後14日以内に、提供者に対してデータファイル等の交換を要求できるものとする。その際、利用者は提供者に当該データを返却し、提供者が障害の有無を確認した上で交換に応じるものとする。

3 第1項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却及び提供者からの再送付に係る郵送費用は、提供者が負担する。

(匿名データの提供状況の公表)

第7条 提供者は、提供申出者に匿名データを提供したときは、法令にのっとり、調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称等の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(利用期間)

第8条 利用者は、匿名データを依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。

2 前項において、期限を超えて匿名データを利用する必要がある場合は、期限内に提供者に利用期間の延長の申出を行い、提供者の承諾を得るものとする。

3 提供者は、利用者における利用期限が超過した場合（利用者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。）、利用者に対し速やかに当該匿名データの返却を求めるものとする。

(監査)

第9条 利用者は、匿名データの利用状況について提供者等が利用者に対して監査を行う場合、これを拒まないものとする。

2 前項の監査を行う場合、提供者等は監査を行う旨を必要に応じて事前に利用者へ通知するものとする。

(履行期限の延長)

第10条 提供者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、利用者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

2 利用者は、前項の申出があったときは、提供者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による紛失等)

第11条 利用者は、災害又は事故により匿名データを紛失した場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに提供者へ報告するものとする。

- 2 前項において、再度提供を希望する場合は、提供者と協議の上、手続等を行うものとする。
- 3 利用者は、前二項のほか、自らの不注意などにより匿名データを紛失したり、情報が漏えいしていることが判明した場合又はそのおそれがあることが判明した場合は、提供申出者を通じて提供者に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

第12条 利用者は、匿名データの利用期間終了までに、ハードディスク、紙媒体等の匿名データ又は中間生成物を消去し、報告書(利用後の措置状況を含む。)及び匿名データに係る管理簿を添えて、作成した統計又は行った統計的研究の成果を、提供申出者を通じて提出するとともに、提供を受けた電子媒体を提供者へ返却する。

- 2 利用者は、利用期間終了前に提供者が依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して匿名データの返却を請求したときは、これに従わなければならない。
- 3 利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育の達成が困難となった場合は、提供申出者を通じて速やかにその理由を報告書に記載し提供者に報告するとともに、匿名データを返却するものとする。

(成果の公表)

第13条 利用者は、匿名データを利用した成果を、申出書に記載した方法により公表しなければならない。

- 2 前項による公表に際して、利用者は、匿名データを基に利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 3 利用者は、期間内に第1項による公表ができない場合は、提供者にその理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長することができるものとする。
- 4 提供者は、前条第1項に基づき提出された報告書等に基づき、匿名データを利用した成果について公表するものとする。この場合、利用者の権利利益を害することがないよう、第1項における利用者による成果の公表時期との調整を図るものとする

(解除)

第14条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができるものとする。

- 一 利用者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき
  - 二 利用者に重大な過失又は背信行為があったとき
  - 三 依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適当と提供者が認めるとき
- 2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。



(法令又は規約に違反した場合の措置)

第15条 利用者が法令又は本規約に違反したと認められた場合、法令に定める罰則のほか、提供者は以下の措置を講ずるものとする。

- 一 違反が認められた時点で利用者に対して匿名データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること。
  - 二 別表の各号に定める期間、調査票情報の提供、委託による統計の作成等及び匿名データの提供の申出を受け付けないこと。
  - 三 違反の情報について、総務省を通じて法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、指定独立行政法人等及び当該機関から提供事務の委託を受けた独立行政法人統計センターで共有すること。
- 2 利用者が、他の行政機関又は指定独立行政法人等から法第33条若しくは法第33条の2に基づく調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供又は法第36条に基づく匿名データの提供を受けている場合であって、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則のほか、当該規約に定める措置が講じられた場合、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。
- 3 利用者は前二項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

第16条 利用者が匿名データを利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないものとする。ただし、提供者が本規約に違反した場合、提供した匿名データに提供者の故意又は重過失による瑕疵が認められた場合は、利用者は提供者に対し手数料の返還を求めることができるものとする。

2 利用者が匿名データを用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとする。

(匿名データを利用して作成した統計の所有権)

第17条 利用者は、匿名データによって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権及び著作人格権を行使しないものとする。

(秘密の保全)

第18条 利用者及び提供者は、この規約の履行に関して知り得た相手方の秘密を相手方の同意なしに第三者に提供し又は他の目的に利用してはならない。ただし、法第55条に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

(その他)

第19条 利用者と提供者は、本規約に定める条項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表

措置要件	期間
① 期限までに匿名データの返却等を行わなかった場合	返却を行った日から、返却を遅延した期間に相当する日数
② 承諾された利用環境以外の下で匿名データの利用を行った場合	当該認定をされた日から1か月以上6か月以内
③ 匿名データを紛失した場合	当該認定をされた日から1か月以上6か月以内
④ 匿名データの内容を漏えいした場合	当該認定をされた日から1か月以上12か月以内
⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をされた日から1か月以上12か月以内
⑥ 正当な理由なく作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は匿名データに係る管理簿を提出しなかった場合	提出を行った日まで
⑦ 正当な理由なく作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しなかった場合	公表を行った日まで
⑧ 上記に掲げるもののほか、法令違反又は契約違反その他の国民の信頼を損なうおそれがある行為を行った場合	行為によって提供者が定める期間

## 匿名データの利用に係る誓約書

年 月 日

行政機関の長等 殿

申出者 所属及び職名  
氏 名

年 月 日付け（文書番号）で提供の申出を行った匿名データの利用に  
当たり、下記の者が別添の利用規約を遵守することを誓約します。

所属	職名	氏名
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

（注）申出者が公的機関等や法人等の場合、当該機関等の長の名義により、本誓約書を提出する。

所属等変更届出書

年 月 日

行政機関の長等 殿

申出者 所属及び職名  
氏 名  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先 e-mail

年 月 日付け匿名データの提供に係る提供届出書等について、  
 { 範囲  
所属  
住所  
連絡先  
姓 } の { 申出者  
利用者  
代理人 } の  
 { 範囲  
所属  
住所  
連絡先  
姓 } に変更がありましたので、以下のとおり届出します。

当初届出年月日	年 月 日
匿名データを用いて 行う学術研究等の名 称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考

- 1 本様式は、提供届出者の属性に係る軽微な変更がある場合に利用することとし、利用者の範囲（備考2を除く。）、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「提供届出書の記載事項変更届出書」により申し出ること。
- 2 利用者の範囲については、公的機関等が届出者である場合において、公的機関等の人事異動や体制変更に伴う利用者の範囲に変更がある場合にのみ用いること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

提供申出書の記載事項変更申出書

年 月 日

行政機関の長等 殿

申出者 所属及び職名  
 氏 名 連絡先所在地  
 連絡先電話番号  
 連絡先 e-mail

年 月 日付け匿名データの提供に係る申出書について、記載事項の一部を変更したいので、以下のとおり申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、年 月 日付け提供申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究等の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 提供申出書の記載事項変更申出に対する承諾通知書

文 書 番 号  
年 月 日

提供申出者 殿

行政機関の長等

年 月 日付け提供申出書の記載事項変更申出書により申出があった事項について、下記のとおり承諾します。

### 記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次等
- 2 匿名データを用いて行う学術研究等の名称

### 3 手数料の再納付について

再納付の必要なし

再納付が必要 → 再納付する手数料の額

納付期限 年 月 日

手数料の再納付が必要な場合、納付期限までに依頼書及び必要な書類の提出並びに指定された納付方法による手数料の納付を定められた期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書及び必要な書類の提出並びに手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

提供申出書の記載事項変更申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号  
年 月 日

提供申出者 殿

行政機関の長等

年 月 日付け提供申出書の記載事項変更申出書により申出があった事項について、下記の理由により承諾できないので、その旨通知します。

記

1

2

3

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

報告書（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 36 条関係）

年 月 日

殿

所属及び職名  
氏 名  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先 e-mail

年 月 日付け依頼書により提供を受けた匿名データによる が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けた匿名データの名称								
2. 統計又は統計的研究の成果の概要等	(1) 統計又は統計的研究の名称							
	(2) 匿名データを利用した期間及び研究等の実施期間							
	(3) 統計又は統計的研究の成果の概要（匿名データを利用して行った研究の成果、教育内容、国際比較の結果、国際比較統計等の提供の状況又は事業等の内容の概要を含む。） ※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。							
	(4) 匿名データを利用して行った研究の成果、教育内容、国際比較の結果、国際比較統計等の提供の状況又は事業等の内容の公表（統計法第36条第2項の規定により準用する同法第33条第4項の規定により行う公表を除く。） ・論文（名称： ） ・報告書・書籍（名称： ） ・学会・研究会等で発表（名称： ） ・学会誌等に掲載（名称： ） ・その他（ ） ○ 上記の発表時期（※予定の場合その予定時期を記載 ） ※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。							
	(5) 公表関係（統計法第36条第2項の規定により準用する同法第33条第4項の規定によるもの） <table border="1" data-bbox="470 1467 1460 1646"> <thead> <tr> <th>公表事項</th> <th>公表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した匿名データを特定するために必要な事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※ 上記③は、(4)の公表のうち代表的なものかつ一般的に入手が困難でないものとする。 ※ 上記以外の公表事項の公表内容（統計若しくは統計的研究の成果又はその概要を除く。）は、特段の理由がない限り、依頼書（統計法（平成19年法律第53号）第36条関係）7の内容による。 ○ 統計若しくは統計的研究の成果又はその概要を公表するに当たって特別な事情等があれば下記に記載すること。 ( )	公表事項	公表内容	① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した匿名データを特定するために必要な事項		② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項		③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日
公表事項	公表内容							
① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した匿名データを特定するために必要な事項								
② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項								
③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日								
3. 匿名データの利用後の措置状況	・措置の方法： ・措置を行った年月日： 年 月 日 ・措置の責任者名：							

備考

- 1 やむを得ない理由により研究等が中断した場合など「2. 統計又は統計的研究の成果の概要等」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した内容等を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。